

ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

モアリマスルノデ、關係各省ニ於テモ、ソレゾレ銳意實現ニ努力セラレテ居ルコト、

アリマス、次ハ兵役義務者ニ付テ、アリマス
スガ、從來入營中ノ義務兵デ、父母妻子ノ
病氣危^{うき}へ、乞^う一^{イチ}祭^{セイ}、諸^シ御^モ守^ム、故^ノマツ

スルカラ人竝ニ勧ケナイ所ノ、謂ハ、片輪者
ヤ、或ハ勧キ手ヲ失フタ遺族等ガ、大ニ困フ
ニ居レバ、日ハアモニシ。

及召集中ノ兵ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
父母妻子病氣危篤又ハ死亡ノ爲旅行ス
ルトキハ其ノ往復ニ限り無賃ニテ鐵道
又自動車ニ乗車スルコトヲ得

一 動車ニ乗車スルコトヲ得
一 現役ノ下士官兵（未入營及歸休兵

二 召集中ノ下士官兵
三 入營スル現役兵又ハ退營スル下士

四 召集ニ應スル爲之力解除ノ爲又ハ
官兵

五 帝國主郎軍人會ヲ監督スル陸海軍
軍人 簡閱點呼ニ參會スル爲旅行スル在總

五
官憲ノ命ヲ受ケ旅行スル在郷軍人

掲タル者船舶ニ依リ旅行スル場合ニ於
テ本法ノ規定ニ依リ無賃ニテ乗車シ得

ル旅行ニ相當スルトキハ旅客運賃ノ五割引、五割引運賃ニテ乗車シ得ル旅行

二相當スルトキハ旅客運賃ノ一割引ニ
テ乗船スルコトヲ得

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

江藤源九郎君 本案ハ國家社會ノ犠牲ト
ノタ傷痍軍人、戰公傷病死者遺族及現役下

上官兵、並ニ召集等ヲ受ケタル在郷軍人ノ一部ニ對シテ、優遇ノ目的ヲ以テ、鐵道軌道又限定ニレ範圍ニ於ケレ在海航路ノ沿岸拉

自動車ニ、無償又ハ割引ニテ乗車セシメ
トスル法律案アリマンテ、其實施ハ効

其實於人蔥加利以テ定メルノデアリマス、此種ノ優遇
現ニ既ニ減ル程度マデニ實施セラル、又

現行自衛隊兵役義務者及撥兵優遇審議會ニ於テ研
究會ノ上、政府ニ對シ答申セラレタ次第

官報號外 昭和七年六月十一日 衆議

レゾレ銳意實現ニ努力セラレテ居ルコト、ソ
信ジマスガ、爾後世態事情ノ變化モアリマ
スルノデ、大體ニ於テ前述審議會ノ研究ヲ
基礎トシ、速ニ之ヲ實行ニ移スコトガ最モ
緊急ト存ジマシテ、本案ヲ提出シタ次第デ
アリマス、細部ニ瓦リマシテハ、委員會デ
説明スルコトニ致シマシテ、只今ハ重要ナ
ル事項ニ付テ、若干説明ヲ申上ゲテ、御同
情ヲ御願シタイト存ジマスルノデアリマ
ス

第一ニ從來ハ一時賜金癡兵ニ對シマンテ
ハ、何等優遇セラレテ居ラナカツタノデアリ
マス、ソレヲ今回加ヘタノデアリマス、一
時賜金癡兵ハ同ジク癡兵デアリナガラ、增
加恩給癡兵ニ對シマシテ、非常ニ差別待遇
ヲ受ケテ居ルノデアリマス、例へバ一眼ノ
視力ガ視標○一ヲ一一眼界ノ大キナノデア
リマス、ソレヲ五十輝以上離レテ判別ノ出
來ナイ者ハ、增加恩給ノ第五公傷ニナッテ
居リマシテ、一等兵デ年額五百四十圓ノ恩
給ヲ受ケテ居ルノデアリマス、之ニ對シマ
シテ一眼ノ視力ガ、同ジ視標ノ○一ヲ二米
以上離シテ辨別スルコトノ出來ナイ者ハ、
一時賜金ニ於テ一等兵デハ僅ニ良イ方デ、
所謂高額デス、ソレデ二百二十圓ヲ一回限
リ賜ハルノデアリマス、此差別待遇ハ、近
ク恩給法ノ改正其他ノ便法ニ依リマシテ、
匡正セラル、コトニナッテ居リマスノデ、
本法ニ於テモ亦優遇ノ途ヲ講ジタノデアリ
マス、又現行法ノ如ク、兩足ノナイ癡兵ヲ
三等車ニ乗車セシメルコトハ、優遇ニア
ラズシテ、寧ロ虐待ノ嫌ガアルト思フノ
デアリマス、ソレデ是等ヲ二等車ニ改メタ
ノデアリマス、次ハ遺族ニ付テアリマス
ガ、今回ノ滿洲事變ニ當リマシテハ、不文
クアリタイト思ウノデ、本法ニ加ヘタノデ
律デ優遇セラレテ居ルノデアリマスルカ
ラ、此際之ヲ少シク擴張シ、又此種ノ優遇
ハ事變ノ時ノミデナク、是非平時デモ斯

アリマス、次ハ兵役義務者ニ付テ、アリマス
スガ、從來入營中ノ義務兵デ、父母妻子ノ
病氣危篤又ハ死亡ノ際ニ、歸宿等ヲ致シマス
ル場合ニハ、自費ヲ以テ旅行ヲスルノデア
リマス、是等ハ洵ニ氣ノ毒デアリマスルカラ
ラ、是等ニ對シマシテハ、是非無貨デ乘車
ヲセシメテ、幾分ナリトモ弔慰ノ情ヲ表
ハシ、且ツ其負擔ヲ輕減シタイト思フノデア
リマス、入營又ハ應召スル者、竝ニ簡闇
點呼ニ參會スル者等ニハ、此種ノ特典ガナ
イノデ、色々不平ノ聲ヲ聞イテ、洵ニ御尤
ダト思フノデアリマス、是等ニ對シテハ
割引乗車ノ途ヲ開イタノデアリマス、次ハ
汽船デアリマスルガ、從來不文律デ色々
優遇ヲサレテ居ルノデアリマスルガ、汽船
ハ汽車ト異ナリマシテ、食費モ含ンデ居リ
マスルガ故ニ、無貨ト云フコトハ出來マセ
ヌカラ、汽車ノ無貨ノ場合ハ五割引、五割
引ノ場合ハ二割引ト致シタノデアリマス、
要スルニ本法ハ從來ヨリモ一層優遇ノ途
ヲ擴ゲ、以テ國民ガ國家ノ爲ニ犠牲的ニ奉
公シタ遺族、傷痍軍人、兵役義務者等ニ對
シ、衷心ヨリ謝意ヲ表スル意味ヲ具體化シ
タノデアリマス

本案ハ右ノ趣旨ヲ一部達成シ、而モ政府
及鐵道、軌道、船舶、自動車業者ノ受クル
影響ハ、敢テ大デハナインデアリマス、何
トナレバ廢兵等ガ慰安ノ爲ニ旅行致シマス
ル時ハ、多クハ一人行クノデハアリマセ
ヌ、妻子等ヲ伴ッテ行クノデアリマスカラ、
此點ハ增收ヲ來スノデアリマス、又割引ヲ
致シマスル結果ハ、寧ロ乗客ヲ増スコトニ
ナル場合モ少クナイノデアリマスカラ、此
法案ヲ提出致シマスルコトハ、極メテ時勢
ニ適合シテ居ル措置ダト信ジテ居ルノデア
リマス

尙ホ最後ニ一言附加ヘマシテ御同情ヲ仰
ギタイト思ヒマスルコトハ、現今ノ社會壯
態ハ、完全ナル體格ヲ持テ居ル者デモ、其
生活ハ容易デナイノデアリマス、デアリマス

スルカラ人並ニ働ケナイ所ノ、謂ハ、片輪者ヤ、或ハ、働キ手ヲ失タ遺族等ガ、大ニ困テ居ルコトハ申スマデモナナイコト、存ジマス、殊ニ是等傷痍軍人遺族及在郷軍人ノ多クハ、國民中デ最モ困テ居ル農民ガ非常ニ多イノデアリマスカラ、何卒本法ノ一日モ速ニ實施セラレルヤウニ、御配慮ヲ御願シタイト思フノデアリマス、昨年一松君カラ提出セラレマシタル癆兵優遇法案モ、衆議院へ通過致シタノデアリマスルガ、貴族院ニ於テ握リ潰シニナッタノデアリマス、ドウカ本案ノ速ニ實施サレマスルヤウニ、御賛成ヲ賜ランコトヲ切ニ御願致シマス(拍手)○議長(秋田清君) 本案ニハ質疑ノ通告ハアリマセヌカ

○上田孝吉君 本案ハ永田良吉君外一名提出、航空省設置ニ關スル建議案外一件ノ委員會ニ併セ付託セラレシコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第一乃至第八へ便宜上一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二、身元保證ニ關スル法律案、第三、利息制限法中改正法律案、第四、刑事訴訟法中改正法律案第五、行政執行法中改正法律案、第六、嫡出子又ハ庶子ニ非サル子ノ名稱ニ關スル法律案、第七、計量土法案、第八、度量衡法中改正法律案、右七案ヲ一括シテ其第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——一松定吉君

第二 身元保證ニ關スル法律案(一松定吉君外四名提出)

第三 利息制限法中改正法律案(一松定吉君外四名提出)

第一 読會

第四 刑事訴訟法中改正法律案（一松定吉君外四名提出） 第一讀會

第五 行政執行法中改正法律案（一松定吉君外四名提出） 第一讀會

第六 嫪出子又ハ庶子ニ非サル子ノ名稱ニ關スル法律案（一松定吉君外五名提出） 第一讀會

第七 計量士法案（一松定吉君外四名提出） 第一讀會

第八 度量衡法中改正法律案（一松定吉君外四名提出） 第一讀會

身元保證ニ關スル法律案

第一條 引受人、保證人其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハス期限及金額ヲ定メシテ使用者ノ行爲ニ因リ使用者ノ受ケタル損害ヲ賠償スルコトヲ約ハ其ノ成立ノ日ヨリ二年間效力ヲ有ス但シ商工業見習者ノ身元保證ニ付テハ之ヲ五年トス

第二條 不相應ナル長キ期限又ハ契約ノ際ニ於ケル各當事者ノ資力及被用者ノ位置ニ相當セザル巨大ノ金額ハ之ヲ期限及金額ノ定メナキモノト看做ス

第三條 左ノ場合ニ於テ使用者ハ遲滯ナク身元保證人ニ通知スヘシ若此ノ通知ヲ怠リタルトキハ其ノ以後ニ於ケル被用者ノ行爲ニ付身元保證人ニ對スル賠償請求權ヲ失フ

一 被用者ニ身元保證人ノ責任トナルヘキ行爲アルコトヲ知リタルトキ

二 身元保證人前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ將來ニ向テ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得若即時此ノ申入ヲ爲ササルトキハ解約ノ權利ヲ失フ

第三條 本法ノ規定ニ反スル契約ハ總テ無效トス

利息制限法中改正法律案
第二條中「裁判上無効ノモノトシ」ヲ「法律上無効ノモノトシ」ニ改ム

第六條 何等ノ名目ヲ以テスルヲ問ハス本法ノ趣旨ニ違反シ交付セル金錢ハ之カ返還ヲ請求スルコトヲ得

第七條 常習トシテ他人ノ窮迫狀態、思慮淺薄又ハ無經驗ニ乘シ利息、禮金、棒利、手數料其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス給付ニ比シテ著ジク權衡ヲ失スル不當ノ利益ヲ得タル者ハ六月以下ノ懲役若ハ三千圓以下ノ罰金又ハ之ヲ併科ス

第八條 刑事訴訟法中改正法律案

第五十六條ノ二 被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ヲ訊問スル場合ニ於テ是等關係者ノ請求アリタルトキハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記ノ方法ニ依ルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ裁判所書記ヲシテ速記ヲ翻譯セシメタル後之ヲ供述者ニ讀聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱覽セシムヘシ

トシ其ノ金額ヲ豫納セシムヘシ

前項ノ費用ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 左ノ各號ノ一一ニ該當スル者ハ計量士試驗委員ノ詮衡ニ依リ第二條第一項第一號ノ規定ニ拘ラス計量士タル資格ヲ有ス

一 大學令ニ依ル大學ニ於テ物理學又ハ機械學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ一年以上度量衡ニ關スル實務ニ從事シタル者

二 專門學校令ニ依ル專門學校ニ於テ機械學ヲ修メ之ヲ卒業シ三年以上度量衡ニ關スル實務ニ從事シタル者

三 商工省ニ於ケル度量衡講習ヲ終了シ五年以上度量衡ニ關スル實務ニ從事シタル者

嫡出子又ハ庶子ニ非サル子ノ名稱ニ關スル法律案
第一條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 ト稱ス

第三條 附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

他ノ法令中私生子トアルハ之ヲ母ノ子ト

ト訂正セラレタルモノト看做ス但シ其ノ

戸籍ノ記載ニシテ私生子トアルハ母ノ子

ト訂正セラレタルモノト看做ス但シ其ノ

戸籍ノ記載ヲ更正スルコトヲ妨ケス

計量士法案

第一條 本法ニ於テ計量士ト稱スルハ度量衡器、計量器又ハ之ニ依ル計量若ハ商品量目ノ検査調査鑑定又ハ證明ヲ爲スヲ業務トスル者ヲ謂フ

第二條 左ノ條件ヲ具フル者ハ計量士タル資格ヲ有ス

一 帝國臣民又ハ主務大臣ノ定ムル所

ニ依リ外國ノ國籍ヲ有スル者ニシテ

私法上ノ能力者タルコト

二 計量士試驗ニ合格シタルコト

計量士試驗ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

三 破産者ニシテ復權セサル者

四 第十一條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者又ハ度量衡法ニ依リ百圓以上ノ罰金ニ處セラレタル者但シ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

五 第一條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者又ハ度量衡法ニ依リ百圓以上ノ罰金ニ處セラレタル者但シ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

六 第二條ノ計量士タル資格ヲ有スシテ計量士ノ登錄ヲ受クヘシ

七 第一條ノ計量士タル資格ヲ有スシテ計量士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ一月以上ノ

第八條 計量士タル資格ヲ有スルモ其ノ登錄ヲ受ケシテ計量士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ五十圓以上ノ過料ニ處ス

九 第九條 計量士本法又ハ本法ニ基キテ發

スル命令ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲若ハ業務上不正ノ行爲

行政執行法中改正法律案

第一條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ第一項中「前項」ヲ「第一項」ニ改ム

再ヒ檢束スルコトヲ得ス

委員會ノ議決ニ依リ之ヲ懲戒ス
計量士懲戒委員會ニ關スル事項ハ勅令

第十條 計量士ノ懲戒處分ハ左ノ四種ト

一 講責

二千圓以下ノ過料 一年以内計量士ノ業務ノ停止

四 計量士ノ登録ノ抹消

商工大臣ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス

前項ノ規定ニ依ル執行ニ付之ヲ準用

第十一條 計量士又ハ計量士タリシ者故
ナク其ノ業務上取扱ヒタル事項ニ付知
得シタル祕密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタル
トキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ
罰金ニ處ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際引継ギ一年以上度量衡器、
計量器又ハ之ニ依ル計量若ハ商品量目ノ
検査、調査、鑑定又ハ證明ノ實務ニ從事
シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ六月以内ニ
出願シタルトキニ限り第二條第一項第一
號ノ規定ニ拘ラス計量士試験委員ノ詮證
ヲ經テ計量士タル資格ヲ有ス

度量衡法中改正法律案

第九條ノ二 計量士ノ行フ検査、調査ニ
係ル使用中ノ度量衡器又ハ之ニ依ル計
量若ハ商品量目ニ付テノ検定及取締ハ
之ヲ省略ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔一松定吉君登壇〕

罪ヲ檢舉スル爲ニ、人ノ自由ヲ束縛セント致シマスルニハ、刑事訴訟法ニ依テ、強制留置ノ規定が設ケラレテ居リマス、ソレ以外ニハ自由ヲ束縛スルガ如キハ、不法ノ甚シキモノデアリマスカラシテ、斯ノ如キ弊害ヲ取除ク意味ニ於テ、行政執行法ノ第一條ノ第二項ト致シマシテ、同ジ事實ニ關シテ再ビ留置處分ニ付スルコトハ出來ナイトシテ、今日ノ引戻シ検束、或ハ監廻シ検束ト云フコトヲナカラシメテ、人權擁護ノ實ヲ擧ゲタイト云フノガ、本案提出ノ理由デアリマス、何卒御贊成アランコトヲ御願致シマス。

日程第六ノ嫡出子又ハ庶子ニ非ナル子ノ名稱ニ關スル法律案、是ハ言葉ヲ換ヘテ申シマスルナラバ、私生子ト云フ名稱ヲ廢スルト云フ法律案デアリマス、御承知ノ如ク我國ノ法制ノ上ニ現ハレテ居ル、子ニ關スル名稱ハ、嫡出子、庶子、私生子ト云フ、此三ツニ分レテ居ルノデアリマス、親ガ不品行ヲシテ生レタ子ガ、私カニ生レル子ト云フガ如キハ、親ノ立場カラ致シマスルナラバ、制裁ト云フ方面カラ云ヘバ、宜イカモ知レマセヌ、併ナガラ何等ノ罪ナクシテ生レマシタ其子ガ、親ノ不品行ノ結果、私カニ生レル子ト云フガ如キ、實ニ自分ヲ侮辱シタル所ノ名前ヲ肩書ニ持テ、死ヌマデソレニ依テ精神上ノ痛苦ヲ受ケナケレバナラヌト云フガ如キハ、甚ダ不都合ナコトデアルト私ハ考ヘテ居リマスルノミナラズ、色々々ノ危險思想ヲ起スヤウナ者、若クハ犯罪ニ浸ルヤウナ者ノ多クハ、此私生子ト云フ名稱ヲ持テ居ル者ニ、幾分其數ノ多イコトヲ考ヘル時ニ於キマシテ、國ヲ憂ふト云フ名稱ガ改マルコトガ出來マスレバ、之ヲ改メテヤルト云フコトガ、最モ機宜ニ適シタル方法ナリト考慮致スノデアリマス、此意味ニ於テ嫡出子或ハ庶子ニ非ナル所ノ子ヲ、私生子ト云フ名稱ヲ廢シマシテ、

母ノ子ト云フ名稱ニ變ヘタイト云フノガ、本案提出ノ理由デアリマス、何卒御協贊アラシコトヲ御願致シマス。

日程第七ノ計量士法案、是ハ今日色々ナシテ、今日ノ引戻シ検束、或ハ監廻シ検束ト云フコトヲナカラシメテ、人權擁護ノ實ヲ擧ゲタイト云フヤウニマデ進ンデ參リマシタ、故ニ此計量器ニ對シテハ、特別ノ知識ヲ有シ、調査シ、鑑定シ、監督スルト云フコトニ於キマシテ、計量士ト云フモノヲ設ケテ、之ニ其仕事ニ從事セシムルト云フコトハ、時勢ニ適シタル方法ト考ヘマシテ、計量士ノ資格認定ニ關シマスル法律案トシテ、之ヲ提出致シタノデアリマス、何卒御協贊アラシコトヲ御願致シマス。

日程第八ノ度量衡法中改正法律案ハ、所謂計量士ト云フモノヲ設ケラレタ晚ニ於テ、此計量士ガ調査、検査シタル所ノ度量衡器ハ、公ノ職務ニ在ル人ガ、特別ニ是ヲ調査検査等ヲスル手續ヲ省略シテ、由テ以テ是等度量衡ヲ使用スル人ノ便宜ニ供シタイト云フ趣旨ニ外ナリマセヌ、ドウゾ法案ノ趣旨ヲ十分御検討相成リマシテ、御協贊アランコトヲ御願致シマス、之ヲ以テ説明

○議長（秋田清君）御異議ナシト認メマス、仍テ日程第十、敦賀清津又ハ雄基間聯絡特急航路開始ニ關スル建議案、日程第十一、敦賀入來間鐵道敷設ニ關スル建議案、日程第十二、伊集院権協間鐵道敷設ニ關スル建議案、日程第十三、熱海線丹那隧道西口ニ停車場設置ニ關スル建議案、日程第十四、三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案、日程第十五、白石中村間鐵道敷設ニ關スル建議案、日程第十六、國分川北間鐵道速成ニ關スル建議案、日程第十七、東北本線尻内下田間ヲ八戸經由ニ變更ニ關スル建議案、右ヲ一括シテ議題ト爲シ、各別ニ提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス。

伊集院樋脇間鐵道敷設ニ關スル建議案

伊集院

樋脇間鐵道敷設ニ關スル建議案

鹿兒島本線伊集院驛ヨリ伊集院、下伊集院、東市來ノ各町村ヲ經テ樋脇村ニ至り大川樋脇驛ニ連絡スル鐵道ハ樋脇村市比野溫泉地帶ヲ貫通スルモノニシテ益沿客ニ便宜ヲ與ヘ豊富ナル沿線各村ノ農產、畜產、林產物等ヲ鹿兒島市及縣外ニ搬出シテ該地方ノ産業ヲ發達セシムノミナラス縣下農產物ノ豐饒地帶タル薩摩國ヲ南北ニ縱貫シテ鹿兒島市ニ連絡スル捷徑重要ノ線路タリ仍テ政府ハ速ニ本線ヲ敷設セラレムコトヲ望ム

右建議ス

熱海線丹那隧道西口ニ停車場設置ニ關スル建議案

熱海

熱海線丹那隧道西口ニ停車場設置ニ關スル建議案

熱海線丹那隧道西口ニ停車場設置ニ關スル建議案

熱海

熱海線丹那隧道西口ニ停車場設置ニ關スル建議案

右建議ス

○議長(秋田清君) 日程第十、提出者龍谷

右建議ス

五右衛門君

日程第十、提出者龍谷

右建議ス

○議長(秋田清君) 日程第十、提出者龍谷

右建議ス

○議長(秋田清君) 日程第十、提出者龍谷

右建議ス

國分川北間鐵道速成ニ關スル建議案

國分

國分川北間鐵道速成ニ關スル建議案

上ヲ見ス工事着手ノ運ヒニ至ラサルハ誠ニ遺憾ニ堪ヘス本鐵道ハ鹿兒島灣ヲ繞ル最有效ナル線路ニシテ交通經濟上缺クヘカラサルハ勿論現今方面ノ經濟的發展ハ殊ニ著シク交通機關ノ完備ヲ熱望スルコト急ナルモノアルニ依リ一日モ早ク之カ完成ノ爲鐵道建設豫算ニ計上シ工事ニ著手サレムコトヲ望ム

右建議ス

東北本線尻内下田間ヲ八戸經由ニ變更ニ關スル建議案

東北

東北本線尻内下田間ヲ八戸經由ニ變更ニ關スル建議案

八戸線ハ東北本線尻内驛ヨリ分歧シ東海岸ヲ走リ岩手縣久慈町ニ至ル唯一ノ交通ムトスル長距離ナルヲ以テ其ノ中間タル丹那隧道西口ニ停車場ヲ新設シ地方產業ノ振興並文化ノ向上ニ資セラレムコトヲ望ム

右建議ス

關スル建議案

熱海線熱海驛ト三島町驛間ハ十六杆ニ垂

更ニ關スル建議案

東北本線尻内下田間ヲ八戸經由ニ變

更ニ關斯ル建議案

東北本線尻内下田間ヲ八戸經由ニ變</

ノ如ク世界ノ大漁場トモ稱セラレ、其產額ハ本邦ニ於テモ非常ニ豊富ナモノデアリマス、而シテ其陸產物モ亦木材、鐵物、其他

舉ゲテ數フベカラザル豊富ナモノガアルノデアリマス、之ヲ開發致シマスコトハ、實ニ鐵道本來ノ機能ヲ發揮スル所以デアルト

思フノデアリマス、故ニ政府ハ速ニ北ハ久慈ヨリ宮古ニ向ヒマシテ山田線ニ達シ、南ハ將ニ竣工セントスル所ノ大船渡線ノ大船渡ヨリ釜石、大槌ヲ經テ山田線ニ接續スルノ建設計畫ヲ定メ、次期ノ帝國議會ニ提出セラレルコトガ、現下ニ於ケル必要ナル國務デアル、斯様ニ感ズルノデアリマス、是レ本案ヲ提出スル所以デアリマス、然ルベク御審議ヲ願ヒマス

○議長(秋田清君) 日程第十五、提出者佐々木家壽治君

本席カラ發言ノ許可ヲ

○議長(秋田清君) 許可シマス

○佐々木家壽治君 此鐵道ハ鐵道敷設法ニ定メラレテ居リマスル豫定線ノ一つデゴザイマスガ、即チ宮城縣ノ白石町ト福島縣ノ中村町ヲ連絡スルモノデアリマシテ、東北本線ノ郡山岩沼間、及常磐線ノ平、平沼間ノ長距離ノ間、兩線ノ連絡ガナイノヲ結付ケテ、サウシテ地方ニ直接鐵道ノ利便ヲ與ヘテ戴キタイト云フノガ趣旨デアリマス、此線ハ去ル五十六議會ニ於キマシテ、菅原傳氏カラノ御紹介デ、本院院議ノ採擇ヲ經タモノデゴザイマスガ、未だ實現ノ運ニ相成、テ居ラナカタノヲ遺憾トスルノデアリマス、最近鐵道網ハ、固定資本ノ多額ヲ要スル鐵道ヨリハ、自動車ヲ以テ代ヘル方ガ宜シイト云フ傾向モアルサウデゴザイマスガ、本地方ノ如キハ冬季ノ間相當ノ降雪ガアリ、其雪ガ又毎日降テハ積ミ、降テハ積ムト云フヤウナ場所ニ於キマスルト云フト、逆モ自動車デハ確實ニ、又安全ニ往復スルコトガ出來ナイ、ソレガ爲ニ成ベク

所ニアリマスル結果ト致シテ、商工業ノ取

引ニ於キマシテモ、或ハ貨物ノ運搬、旅客

ノ往來ニ致シマシテモ、甚シク不便不利ヲ

感ジテ居ルヤウナ次第ナノデアリマス、ソ

デアリマス、而シテ其經過スル沿線ハ、農

産、林產、鐵產等、可ナリ物資ガ多イノデ

ゴザイマス、其多額ノ物資ガ、即チ鐵道ノ

利便ヲ受クルコトガ至大デアルノデアリマ

スカラ、御審議ノ上ニ満堂ノ御贊同ヲ仰ギ

マシテ、院議ヲ以テ政府ヲ鞭撻シ、速ニ實現ヲ見テ、地方ノ開發ニ資セラレンコトヲ御願致ス次第デアリマス

○議長(秋田清君) 日程第十六、——提出者崎山武夫君

自席ニ於テ説明ヲ御許シヲ

願ヒマス

○議長(秋田清君) 許可致シマス

○崎山武夫君 本鐵道ハ既ニ敷設法ニ於テ

許可サレテ居る鐵道デアリマスガ、其必要

ナルコトハ理由書ニ書イテアル通リデアリ

マスカラ、省略致シマシテ、皆サンノ御贊成ヲ仰グ次第デアリマス

○議長(秋田清君) 日程第十七、——提出者藤井達也君

此席カラ發言ノ御許シヲ

願ヒマス

○議長(秋田清君) 許可致シマス

○藤井達也君 本建議案ハ東北本線尻内驛ヨリ分岐シテ居リマス八戸線ニ關スル建議案成ヲ仰グ次第デアリマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 各案何レモ質疑ノ通告ガアリマセヌ

○議長(秋田清君) 各案何レモ質疑ノ通告ガアリマセヌ

○上田孝吉君 日程第十乃至第十七ノ八案ハ、一括シテ中野辰吉君提出、田島今市間鐵道速成ニ關スル建議案外十三件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第十八乃至第二十八便宜上一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第十八、癌研究會事業補助ニ關スル建議案、日程第十九、衛生組合法制定ニ關スル建議案、日程第二十、大浦神社創建ニ關スル建議案、日程第二十一、大浦神社創建ニ關スル建議案、右ヲ一括シテ議題ト爲シ、各別ニ提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、

日程第十八、——提出者岡田忠彦君

第一十八 痘研究會事業補助ニ關スル建

議案(岡田忠彦君提出)

第十九 衛生組合法制定ニ關スル建議案(西岡竹次郎君外四名提出)

第二十 大浦神社創建ニ關スル建議案(樋口典常君外一名提出)

(樋口典常君外一名提出)

右建議ス

癌研究會事業補助ニ關スル建議案

癌研究會事業補助ニ關スル建議案

古來宇内ニ於テ見ラル幾多ノ疾病中最酸鼻ヲ極ムモノ癌ニ勝レルモノナシ統計

ノ示ス所ニ依レハ我國民ノ癌ノ爲ニ死

亡スル者年年四萬數千名ニ及ヒ本邦死因統計中主要ナル地位ヲ占メ而モ逐年增加

ノ傾向ニアリテ其ノ大多數カ國家有爲ノ士ニシテ加フルニ一度癌ト診断セラレムカ豫後殆ト不良ナルハ注目ニ值スル所ニシテ國民ノ保健上忽諸ニ付スヘカラサル患ナリ

歐米諸國ニ於テハ夙ニ癌腫ノ本態ヲ究メ其ノ治療法ヲ案出セムトシテ之ニ巨費ヲ投シ數多ノ研究所又ハ治療所ヲ設置シ或民間研究所ヲ補助シテ之カ豫防及治療ノ實效ヲ擧ケ以テ人類ノ幸福増進ニ寄與セル所尠カラス然ルニ我カ國ニ於テハ未タ之カ機關備ラス唯僅ニ社團法人癌研究會アリテ癌腫ニ關スル原因(本態)ヲ研究スルノ外一般醫師ニ向テハ癌腫ノ早期診斷、診斷並治療ノ補修講演ヲ爲シ之カ撰滅ヲ計ルト同時ニ他方一般民衆ニ向テモ亦毎年癌ニ關スル智識ノ普及ヲ宣傳シ尙新ニ癌研究所並治療所ヲ建設シ最新ノ研究知見ヲ應用セムコトヲ期シツアルモ之ニ要スル經費ハ莫大ニシテ到底有志者ノ寄附金ノミヲ以テシテハ其ノ經費不足ノ爲十分目的ヲ達成スルニ至ラス保健衛生上眞ニ遺憾ニシテ永ク放任スルヲ許ササル狀態ニアリ

政府ハ速ニ社團法人癌研究會ノ事業ヲ補助成シ以テ本疾病ノ豫防及治疗方法ノ完成ヲ期シ國民ノ福祉増進ニ資セラレムコトヲ望ム

右建議ス

衛生組合法制定ニ關スル建議案

衛生組合法制定ニ關スル建議案

政府ハ衛生組合ニ關スル法律案ヲ第六十

三回帝國議會ニ提出セラレムコトヲ望ム

右建議ス

大袖神社創建ニ關スル建議案

大袖神社創建ニ關スル建議

福岡縣八女郡矢部村大字御側ニ大袖神社

ヲ建設シ後征西大將軍良成親王ヲ奉祀セ

ラレムコトヲ望ム

右建議ス

○議長(秋田清君) 提出者ガ缺席セラレテ

居リマスカラ、趣旨辯明ヲ拋棄セラレタモノ

ト看做シマス——日程第十九、提出者西岡

竹次郎君

○西岡竹次郎君 簡單デスカラ自席カラ說

明スルコトヲ許シテ戴キタイト思ヒマス

○議長(秋田清君) 許可致シマス

○西岡竹次郎君 只今議題トナリマシタル

日程第十九ノ詳細ナル説明ハ、委員會ニ譲

リタイト思ヒマス、唯衛生組合法ノ制定ニ

關スル本案ハ、屢々請願セラレテ採擇セラレ

テ居リマス、尙ほ五十九議會ニ於キマシテ

ハ、政府ガ貴族院ニ提案致シマシテ、審議

未了ニナツテ居ルノデアリマス、何卒御賛成

ヲ賜ハランコトヲ御願致シマス

○議長(秋田清君) 日程第二十提出者樋口

典常君

(樋口典常君登壇)
○樋口典常君 本案ハ後征西大將軍良成親王ノ御墓所ヲ、福岡縣八女郡矢部村大字御側ニ奉祀シテ、私共が多年其忠節ヲ顯彰シ、國家教育上ノ資料ニ供シタイト云フ、此心持ヲ表彰シタイト思フノデアリマス、此後征西大將軍ノコトハ史實ニ明カデアリマスカラ、茲ニ喋々ト述ブル必要ハナイト思フノデアリマス、詳シイコトハ委員會ニ説明ヲ致シマス、ドウゾ満場一致ヲ以テ御賛成ヲ望ミマス
(「賛成」ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 各案共質疑ノ通告ハアリマセヌカ

○上田孝吉君 日程第十八乃至第二十ノ三案ハ、一括シテ清瀬一郎君提出、衆議院議

員選舉法中改正法律案外三件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

政府ハ空軍ノ充實ヲ圖リ國防ノ安全ヲ確保スル爲鹿兒島縣鹿屋飛行場ニ飛行隊設置ノ計畫ヲ速ニ實施セラレムコトヲ望ム

右建議ス

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第二十一乃至第二十三ハ便宜上一括議題ト爲スニ

御異議アリマセヌカ

(「異議ナシト呼フ者アリ」)

佐世保鎮守府海軍病院附屬療養所設置ニ關スル建議案

ヨリ發言ヲ御許シヲ願ヒマス
○議長(秋田清君) 許可シマス
○佐保畢雄君 本案ニ對スル趣旨ヲ簡單ニ散在スル所ノ海軍部隊ノ軍人ヲ收容スルガ爲ニ、其範圍ガ極メテ廣イノデアリマスガ、明治二十二年六月海軍病院ガ開設セラレマシテ以來今日ニ至ルマデ、患者總數ハ三万五千ニナリマス、現在ニ於キマシテ一箇月ノ平均患者數ハ、三百五十乃至四百五十ヲ收容スルヲ以テ管轄極メテ廣範圍ニシテ明治二十二年六月開設以來入院患者累計約二萬五千人一箇月平均入院患者數三百三十名乃至四百五十名ニシテ日清日露ノ兩戰役ハ勿論今回ノ日支事變ニ際シテハ多數ノ傷病兵ヲ收容セリ而モ患者ノ病狀經過ニ依リテハ大分縣龜川海軍病院ニ送リテ治療ヲ爲サシメツワアルモ同所ハ遠隔ノ地ニシテ患者輸送ニ多大ノ時間ヲ要シ從テ患者ノ苦痛甚シク且家庭トノ聯絡モ誠ニ不便ナリ依テ日清日露ノ兩戰役當時佐世保海軍病院假療養所トシテ選定セル佐賀縣嬉野溫泉場ハ佐世保ヨリ自動車ヲ以テ約一時間餘ノ近距離ニ在リテ温泉噴出量モ極メテ豊富而モ土地高燥ニシテ療養所トシテハ理想的ノ地ナルヲ以テ同所ニ海軍病院附屬療養所ヲ設置セラレムコトヲ望ム

右建議ス

○議長(秋田清君) 提出者缺席ノ趣キデアリマスカラ、趣旨辯明ヲ拋棄セラレタルモノト看做シマス、日程第二十三——提出者佐保畢雄君

○佐保畢雄君 簡單デアリマスカラ、自席

ヒタインデアリマス(拍手)
○議長(秋田清君) 各案何レモ質疑ノ通告

ハアリマセヌ

○上田孝吉君 日程第二十一ヘ、中野寅吉
君提出、田島今市間鐵道速成ニ關スル建議

案外二十一件ニ、日程第二十二及第二十三
ノ兩案ハ、永田良吉君外七名提出、航空省

設置ニ關スル建議案外二件ニ併セ付託セラ
レンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第
二十四第二十五ハ、提出者同一ノ議案ナル
ニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセ
ヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナント認メマ
ス、仍テ日程第二十四、計理士法中改正ニ
ニ關スル建議案、日程第二十五、稅務代理
人法制定ニ關スル建議案、右ヲ一括シテ議
題ト致シマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマ
ス——提出者中井一夫君

第一二十四 計理士法中改正ニ關スル建
議案(中井一夫君提出)

第一二十五 稅務代理人法制定ニ關スル
建議案(中井一夫君提出)

計理士法中改正ニ關スル建議案

計理士法中改正ニ關スル建議

計理士法中左ノ通改正セラレムコトヲ望

ム
第一條中「計理士ノ稱號ヲ用ヒテヲ削ル

第二條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

三 計理士試補トシテ一年六月以上ノ
實務修習ヲ了ヘ考試ヲ經タルコト

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

計理士試驗ニ關スル事項並計理士試補
實務修習及考試ニ關スル事項ハ勅令ヲ
以テ之ヲ定ム

第三條 削除

第五條 計理士タラントスル者ハ計埋士
登錄簿ニ登錄ヲ受ケ又其ノ登錄五年後
尙引續キ計理士タラントスル者ハ其ノ
登錄ノ更新ヲ受クルコトヲ要ス

計理士ノ登錄及其ノ更新ニ關スル事項
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 計理士ノ登錄ヲ受ケントスル者
ハ登錄料トシテ二十圓ヲ納付シ又計理
士登錄ノ更新ヲ受ケントスル者ハ登錄
更新料トシテ十圓ヲ納付スペシ

第七條ノ二 計理士ハ報酬アル公務ヲ執行ス
ルコトヲ得ズ但シ法令ニ依リテ組織
セラレタル議會ノ議員ト爲リ又ハ公務
所ヨリ特ニ任命セラレタル職務ヲ執行
スルハ此ノ限ニ在ラズ

計理士ハ商業其ノ他ノ業務ヲ營ミ又ハ
營利ヲ目的トスル法人ノ義務ヲ執行ス

ル社員理事取締役無限責任社員ト爲リ
若ハ營利ヲ目的トスル事業入使用人ト
爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ
受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條ノ三 計理士職務ノ委託ヲ受ケタ
ムニ因リタル事實ニシテ默秘スペ
キモノニ關シテハ民事訴訟法第二百八
十一條第二号及刑事訴訟法第百八十七
條ノ規定ヲ準用ス

本法施行ノ際現ニ兼業又ハ兼職ヲ有スル
計理士ニシテ本法施行ノ日ヨリ六月以内
ニ其ノ申告ヲ爲ス者ハ計理士試驗委員ノ
ノ登錄後五年ヲ經過スルトキハ其ノ效力
ヲ失フモノトス

ケズシテ計理士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ
十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第七條ノ二ノ規定ニ違反シタル者亦同
ジ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百
八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用

ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際舊規定第三條各號ノニ該
當シ第七條ノ二ノ規定ニ抵觸セザル者ハ
本法施行ノ日ヨリ一年以内ニ其ノ登錄ノ
申請ヲ爲ストキハ第二條第一號第三號ノ
規定ニ拘ラズ計理士試驗委員ノ銘榜ヲ經
テ計理士タルコトヲ得

本法施行ノ際計理士ニシテ計理士登錄後
四年六月以上ヲ經過シ登錄五年後尙引續
キ計理士タラントスル者ハ其ノ計理士業
務ノ實績ヲ證スルニ足ル書類ヲ添附シテ
本法施行ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ登錄更
新ノ申請ヲ爲ストキヲ要ス

本法施行ノ際現ニ兼業又ハ兼職ヲ有スル
計理士ニシテ本法施行ノ日ヨリ六月以内
ニ其ノ申告ヲ爲ス者ハ計理士試驗委員ノ
ノ登錄後五年ヲ經過スルトキハ其ノ效力
ヲ失フモノトス

ス兼業禁止ノ規定ヲ缺キタルカ爲其ノ實
施後五箇年ヲ出テサルニ計理士登錄數四
千ヲ算シ一方多數有名無實ノ形式的登錄
者ノ續出ヲ見他方計理士法實施當初多數
稅務代理ヲ業トスル者カ附則第三項ノ適
用ニ依リ計理士ノ登錄ヲ受ケタルノ結果
計理士界ハ玉石混淆ノ状態ヲ呈シ又昭和
四年信託業法改正ノ結果信託會社カ計理
士法ノ外ニ立チテ會計検査ヲ業トスルコ
トヲ得ルニ至リタルニモ拘ラス計理士法
ノ不備ナリシ爲其ノ使用人ニシテ計理士ノ
登錄ヲ爲シタル者少カラス計理士ニ依ル
會計検査人制度ノ獨自性ヲ失ハシムルニ
至リ會計検査人トシテノ計理士制度ノ發
達ヲ阻碍スルコト甚大ナルモノアリ仍
テ吾人ハ一方稅務代理人法ヲ制定シテ之
ヲ計理士制度ノ外ニ分離セシメ他方計理
士法ノ資格規定改正兼業禁止規定並登錄
更新規定等ノ前定ニ依リ有名無實ノ形式
的計理士登錄者ヲ整理シ會計検査人トシ
テノ計理士制度ヲ純化シ其ノ獨自性ヲ確
立シ以テ本邦産業界ノ爲ニ其ノ發達ヲ企
圖セムトス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ
ヲ望ム

稅務代理人法制定ニ關スル建議案

一 帝國臣民又ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ外國ノ國籍ヲ有スル者ニシテ
二 稅務代理人試験ニ合格シタルコト
税務代理人試験ニ關スル事項ハ勅令ヲ
以テ之ヲ定ム

第三條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ稅
務代理人試験委員ノ銓衡ニ依リ前條第
一項第二號ノ規定ニ拘ラス稅務代理人
タル資格ヲ有ス

一 學位ヲ有スル者

二 帝國大學若ハ大學令ニ依ル大學又
ハ專門學校令ニ依ル專門學校ニ於テ
定規ノ課業ヲ卒ヘタル者

三 主務大臣ニ於テ前號ニ掲タル學校
ト同等以上ト認ムル學校ニ於テ定規
ノ課業ヲ卒ヘタル者

四 稅務官トシテ判任五年以上又ハ奏
任二年以上在職シタル者

五 計理士法ニ依リ計理士タル資格ヲ
有スル者

第四條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ稅
務代理人タル資格ヲ有セス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但
シ二年未満ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラ
レタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ若ハ
其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタ
ル日ヨリ起算シ三年ヲ経過シタル者
ハ此ノ限ニ在ラス

二 前號ニ該當スル者ヲ除クノ外第十
五條又ハ第十六條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處
セラレタル者但シ刑ノ執行ヲ終リ又
ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リ
タル日ヨリ起算シ三年ヲ経過シタル者
ハ此ノ限ニ在ラス

四 破産者ニシテ復權ヲ得サル者
ノ業務ヲ廢止シ未タ其ノ期間ノ經過
セサル者

五 稅務代理人ノ業務ノ禁止ノ處分ヲ
受ケタル者但其ノ處分ヲ受ケタル日
ニ於テ改悛ノ情顯著ナリト認メタル
者ハ此ノ限ニ在ラス

六 懲戒處分ニ依リ免官若ハ免職セラ
レタル者但シ其ノ處分ヲ受ケタル日
ヨリ起算シ二年ヲ経過シ主務大臣ニ
於テ改悛ノ情顯著ナリト認メタル者
ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 稅務代理人タラムトスル者ハ稅
務代理人登録簿ニ登録ヲ受クルコトヲ
要ス稅務代理人ノ登錄ニ關スル事項ハ
勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 稅務代理人ノ登錄ヲ受ケムトス
ル者ハ登錄料トシテ二十圓ヲ納付スヘ
シ

第七條 稅務代理人ハ稅務ニ關スル公務
員タルコトヲ得ス

第八條 稅務代理人ハ左ノ各號ノ一一該
當スル事項ヲ爲スコトヲ得ス

一 稅務ニ關スル公務員在職中取扱ヒ
タル事件ノ代理ヲ爲スコト

二 稅務代理人ニ非サル者フシテ其ノ
業務ノ代理ヲ爲サシムルコト

三 事件勸誘ノ目的ヲ以テ稅務ニ關ス
ル會ヲ組織スルコト

第九條 稅務代理人ハ業務上委任者ヨリ
受クル報酬ニ關シテハ命令ノ定ムル所
ニ從フモノトス

受任年月日事件要領報酬事件終了年月
日備考等ノ欄ヲ設クル事件簿ヲ備ヘ各
欄ノ要項ヲ記載シ使用後二年間之ヲ保
存スヘシ

第十一條 主務大臣ハ必要ト認ムルトキ
ハ前條ノ簿冊及關係書類ノ提出ヲ命シ
若ハ當該官吏ヲシテ臨検査閱セシムル
コトヲ得

第十二條 稅務代理人ハ主務大臣ノ監督
ニ屬ス

第十三條 稅務代理人本法又ハ本法ニ基
キテ發スル命令ニ違反シタルトキ又ハ
品位ヲ失墜スヘキ行爲若ハ業務上不正
ノ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ稅
務代理人懲戒委員會ノ議決ニ依リ之ヲ
懲戒スルコトヲ得

稅務代理人懲戒委員會ニ關スル事項ハ
勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 稅務代理人ノ懲戒處分ハ次ノ
四種トス

一 謙責

二 千圓以下ノ過料

三 一年以内稅務代理人ノ業務ノ停止

四 稅務代理人ノ業務禁止

前項第二號ノ過料ヲ完納セサルトキハ
主務大臣ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス

非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前
項ノ規定ニ依ル執行ニ付之ヲ準用ス

第十五條 稅務代理人又ハ稅務代理人タ
リシ者故ナク其ノ業務上取扱ヒタル事
項ニ付知得タル祕密ヲ漏泄シ又ハ竊用
シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓
以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第十六條 稅務代理人タル資格ヲ有セス

シテ稅務代理人ノ業務ヲ行ヒタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
第十七條 稅務代理人タル資格ヲ有スルモ其ノ登録ヲ受ケシテ稅務代理人ノ業務ヲ行ヒタル者ハ八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス
第十八條 稅務代理人第七條第八條第九條ノ規定ニ違反シ又ハ第十一條ノ規定ニ依ル簿冊書類ノ提出若ハ臨検査閱ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル簿冊書類ヲ提示シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ二年ノ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ二年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス
本法施行ノ際迄引續キ一年以上稅務代理人ニ從事シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ六月以内ニ出願シタルトキニ限リ第二條第一項第二號ノ規定ニ拘ラス稅務代理人試驗委員ノ銓衡ヲ經テ稅務代理人タルコトヲ得
右建議ス
稅務代理人法制定ニ關スル建議案
理由書
稅務ノコトタル實ニ國家財政ニ關スル権輿ナリ然ルニ之ヲ本邦ノ實狀ニ微スルニ一般納稅者ノ稅務知識極メ幼稚ナル故ニ納稅者ノ委任ヲ受ケ稅務手續ノ代理

ヲ業トスル者近時夥シク増加シ或ハ不正
不當ノ要求ヲ納稅者ニ報酬メ司稅者ニ對ス
ル紛争ヲ激成シ又ハ減損更訂其ノ他ニ關
シ納稅者ヨリ不當ノ報酬ヲ收受シ甚シキ
ニ至リテハ報酬ニ關スル訴訟ヲ提起シテ
納稅者ヲ苦シムモノスラ尠シトセス
仍テ吾人ハ一般納稅者ノ被害ヲ除キ稅務
ニ關スル紛争ヲ少ナカラシメ且稅務行政
ノ圓滑公正ヲ期スル爲稅務代理人法ヲ制
定シ其ノ資格ヲ定メ之カ取締ヲ嚴重ニセ
ムコトヲ企圖ス是レ本案ヲ提出スル所以
ナリ

(中井一夫君登壇)

○中井一夫君 先づ計理士法中改正ニ關係
致シマスル建議理由ヲ簡單ニ説明致シタ
イト存ジマス、會計検査人制度創始ノ爲メ
制定セラレマシタ昭和二年法律第三十一號
計理士法ハ、其資格規定ニ根本的ノ缺陷ヲ
有シテ居リマスルガ爲ニ、其實施後五箇年
缺イデ居リマスルガ爲ニ、其實施後五箇年
ヲ出ザルニ、早ヤ計理士登録四千ヲ算シテ
居ルト云フ狀態デアリマス、一方多數有名
無實ノ形式的登録者ノ續出ヲ見マシテ、他
方計理士法實施當初多數稅務代理ヲ業トス
ル者ガ、附則第三項ノ適用ニ依リ計理士ノ
登録ヲ受ケマシタ結果計理士界ハ玉石混
淆ノ狀態ヲ呈シマシタ、又昭和四年信託業
法改正ノ結果、信託會社ガ計理士法ノ外ニ
立チマシテ、會計検査ヲ業トスルコトヲ得
ルニ至リマシタニ拘ラズ、計理士法ノ不備
ナリシガ爲ニ、其使用人ニアテ計理士ノ登
錄ヲ爲シタ者ガ少クナインデアリマス、計
理士ニ依ル會計検査人制度ノ獨自性ヲ失ハ
シテノ計理士制度ノ發達ヲ阻害スルコト甚

ダ大ナルモノガアルニ至ッタノデアリマス、仍テ吾々ハ一方稅務代理人法ヲ制定シテ之
法ノ資格規定ヲ改正シ、兼業禁止規定竝ニ
登録更新規定等ノ制定ニ依リマシテ、有名
無實ノ形式的計理士登録者ヲ整理シ、會計
検査人トシテノ計理士制度ヲ純化致シマシ
テ、其獨自性ヲ確立シ、以テ本邦產業界ノ
爲ニ其發達ヲ企圖セント致スノデアリマ
ス、是レ本案ヲ提出致シマシタ理由デゴザ
イマスカラ、何卒各員ニ於カレマシテモ滿
場一致御賛成ヲ賜ハリタイノデアリマス、
尙ホ特ニ議長ニ御願致シタイト思ヒマスコ
トハ、此計理士法中改正ニ關係致シマスル
改定ノ文案ニ付キマシテハ、相當繁雜デア
リ、長文ニ瓦ルノデアリマス、一々此處ニ
中上グベキ筈デハアリマスケレドモ、其煩
ヲ省キマシテ書面ヲ提出致シマスカラ、之
ニ依リマシテ速記録ニ掲載スルコトヲ特ニ
御許シヲ得タイト存ズルノデアリマス

○議長(秋田清君) 許可致シマス
居ルト云フ狀態デアリマス、一方多數有名
無實ノ形式的登録者ノ續出ヲ見マシテ、他
方計理士法實施當初多數稅務代理ヲ業トス
ル者ガ、附則第三項ノ適用ニ依リ計理士ノ
登録ヲ受ケマシタ結果計理士界ハ玉石混
淆ノ狀態ヲ呈シマシタ、又昭和四年信託業
法改正ノ結果、信託會社ガ計理士法ノ外ニ
立チマシテ、會計検査ヲ業トスルコトヲ得
ルニ至リマシタニ拘ラズ、計理士法ノ不備
ナリシガ爲ニ、其使用人ニアテ計理士ノ登
錄ヲ爲シタ者ガ少クナインデアリマス、計
理士ニ依ル會計検査人制度ノ獨自性ヲ失ハ
シテノ計理士制度ノ發達ヲ阻害スルコト甚

スラ専シトセヌノデアリマス、仍テ吾々ハ
一般納稅者ノ被害ヲ除キマシテ、稅務ニ關
スル紛争ヲ少カラシムガ爲ニ、且ツ稅務
行政ノ圓滑公正ヲ期シマスルガ爲ニ、稅務
代理人法ヲ新ニ制定致シマシテ、其資格ヲ
定メ、是ガ取締ヲ嚴重ニ致シタイト存ズル
ノデアリマス、是レ本案ヲ提出致シタ所以
デゴザイマス、何卒各員ニ於カレマシテモ
満堂一致御賛成ヲ賜リタイノデアリマス、
尙ホ特ニ議長ニ御願ヲ致シテ置キタイト存
ジマスルコトハ、此稅務代理人法ノ内容、
亦甚ダ複雜デアリ、相當長文ニモ瓦ルノデ
アリマス、隨ヒマシテ茲ニ一々申述ベルベ
キ筈デハゴザイマスケレドモ、特ニ御許シ
テ得マシテ、後ニ提出致シマス書面ニ依リテ
之ヲ速記録ニ登載スルコトヲ御許可賜ハリ
タイト存ズルノデアリマス、特ニ御願ヲ致
シマス

○議長(秋田清君) 許可致シマス——兩案
共質疑ノ通告ハアリマセヌ

○上田孝吉君 目程第二十四及第二十五ノ
兩案ハ、一括シテ政府提出、手形法案外七件
ノ委員ニ併セ付託セラレントラ望ミマス
○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト呼フ者アリ
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認マス、
仍テ動議ノ如ク決シマシタ——目程第二十
六及第二十七ハ、便宜上一括議題ト爲スニ
御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認マス、
仍テ日程第二十六、事務官身分保障ニ關ス
ル建議案、日程第二十七、貴衆兩院議員航空
輸送優遇ニ關スル建議案、右ヲ一括ト爲シ、

各別ニ提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——日
程第二十六、提出者清瀬一郎君

第二十六 事務官身分保障ニ關スル建
議案(清瀬一郎君提出)

第二十七 貴衆兩院議員航空輸送優遇
ニ關スル建議案(水田良吉君提出)

事務官身分保障ニ關スル建議
事務官身分保障ニ關スル建議
政府ハ事務官ノ身分ヲ保障スルノ制度ヲ
立ツヘシ

右建議ス

貴衆兩院議員航空輸送優遇ニ關スル建
議案

貴衆兩院議員航空輸送優遇ニ關スル建
議案

政府ハ貴衆兩院議員ニ對シ航空輸送ニ依
ル優遇ノ方法ヲ速ニ實施セラレムコトヲ
望ム

右建議ス

(清瀬一郎君登壇)

○清瀬一郎君 日程第二十六ハ事務官ノ身
分保障ニ關スル建議案デアリマス、此案ハ
去ル七日御審議ヲ願ヒマシタ衆議院議員選
舉法ノ改正ト兩翼ナス案デアリマス、今
ハ買收デ、モウ一つハ干渉デアル、其中デ
本案ハ選舉干涉ヲ無クシヨウト云フコトガ
狙ヒ所ナノデス、過去數年ノ間地方官、殊
ニ警察官吏ガ選舉ノ際ニ、如何ナル態度ヲ
執フカト云フコトハ、諸君御承知ノ通り
ナノデアル、今一々之ヲ述ブルニ忍ビマセ
ヌ、或ハ無實ナ者ヲ警察ニ引張リ、或ハ又
投票買收ノオ手傳ヲ爲シ、最近熊本ニ於ケ
ル如キハ、實ニ言語ニ絶ヌル醜態デアリマ

スケレドモ、此譯ヲ能ク考ヘテ見ルト云フ
ト、警察官其人ニモ惡イ所ハアルケレドモ、
政黨政治ノ下ニ於テ、身分保障ナキ警察
官ハ如何ニ處スルカ、嚴正公平ニヤッテ免
職ヲ受ケルカ、上官ニ迎合シテ其地位ヲ保
ツカ、此立場ニ置カレテ居ルノデアリマス
ルカラ、薄志弱行ノ警察官ハ、或ハ知事、
或ハ政府ニ迎合シテ、之ヲ爲スニ至ラテ居
ルノデアリマス〔ノー／＼〕ナンボノ一ノ
ト言ハレテモ、是ハ白日ノ下ニ明ナコト
デアル〔ヒヤ／＼〕今日我國ニ警察官ノ選
舉干涉ナシト、諸君ハ百万遍仰シヤフテモ、
之ヲ認メル者ハアリマセヌ、ソレデ……〔發
言スル者アリ〕民政モ政友モ兩方共デス、
是ハチットモ間違アリマセヌ、ソコデ幾ラカ
官吏ニ安心ヲ與ヘレバ、選舉干涉ガ少クナ
ルデアラウト云フコトヲ、此頃私ハハッキ
リ見タ、今東京ト横濱ニ選舉ガアリマスル
ガ、丁度政府ガ中立性ノ政府デアリマスル
ガ故ニ、政友會ノ任命シタ知事モ警察官モ
選舉干涉ヲシナイノデス、ダカラ立場サヘ
安心デアタナラバ、選舉干涉ハ止マルカ
モ分ラヌコトハ、今回ノ選舉デ能ク分ッテ
居ル〔其通り〕ト呼フ者アリ〕ソコデ私ハ
何卒諸君ノ御賛成ヲ得マシテ、事務官ノ身
分保障ヲ徹底シタイ、元來政務官ヲ作ラレ
タ以上ハ、事務官ハ中立デアルベキニ拘ラ
ズ、政府ガ更迭スル度毎ニ、事務官デアル
官吏身分保障ニハ一致シテ居ルヤウニモ
察スルノデアリマス、何卒御審議ノ上速ニ
御賛成アランコトヲ御願申上げマス（拍手）
○議長（秋田清君）　日程第二十七——提出
者永田良吉君

ト、警察官其人ニモ惡イ所ハアルケレドモ、
政黨政治ノ下ニ於テ、身分保障ナキ警察
官ハ如何ニ處スルカ、嚴正公平ニヤッテ免
職ヲ受ケルカ、上官ニ迎合シテ其地位ヲ保
ツカ、此立場ニ置カレテ居ルノデアリマス
ルカラ、薄志弱行ノ警察官ハ、或ハ知事、
或ハ政府ニ迎合シテ、之ヲ爲スニ至ラテ居
ルノデアリマス〔ノー／＼〕ナンボノ一ノ
ト言ハレテモ、是ハ白日ノ下ニ明ナコト
デアル〔ヒヤ／＼〕今日我國ニ警察官ノ選
舉干涉ナシト、諸君ハ百万遍仰シヤフテモ、
之ヲ認メル者ハアリマセヌ、ソレデ……〔發
言スル者アリ〕民政モ政友モ兩方共デス、
是ハチットモ間違アリマセヌ、ソコデ幾ラカ
官吏ニ安心ヲ與ヘレバ、選舉干涉ガ少クナ
ルデアラウト云フコトヲ、此頃私ハハッキ
リ見タ、今東京ト横濱ニ選舉ガアリマスル
ガ、丁度政府ガ中立性ノ政府デアリマスル
ガ故ニ、政友會ノ任命シタ知事モ警察官モ
選舉干涉ヲシナイノデス、ダカラ立場サヘ
安心デアタナラバ、選舉干涉ハ止マルカ
モ分ラヌコトハ、今回ノ選舉デ能ク分ッテ
居ル〔其通り〕ト呼フ者アリ〕ソコデ私ハ
何卒諸君ノ御賛成ヲ得マシテ、事務官ノ身
分保障ヲ徹底シタイ、元來政務官ヲ作ラレ
タ以上ハ、事務官ハ中立デアルベキニ拘ラ
ズ、政府ガ更迭スル度毎ニ、事務官デアル
官吏身分保障ニハ一致シテ居ルヤウニモ
察スルノデアリマス、何卒御審議ノ上速ニ
御賛成アランコトヲ御願申上げマス（拍手）
○議長（秋田清君）　日程第二十七——提出
者永田良吉君

〔永田良吉君登壇〕

○永田良吉君

貴衆兩院議員航空輸送優遇

○

上ヶマス、吾々此貴衆兩院議員ニ對シマシ

テハ、鐵道輸送ニ於キマシテモ「バス」ガア

リマスシ、尙又航海上、汽船等ニ於テモ、

全額乃至半額ノ割引ガアルノデアリマス、

今日陸運水運竝ニ航空輸送ガ行ハレル以上

ハ、矢張飛行機ニ乗ル際モ同ジク優遇ヲ私

ハ受クベキモノデアルト信ジテ居ルノデア

リマス、然ニ何故力航空輸送會社ハ、此

吾々議員ノ塔乗スルノニ向シテ割引ヲセナ

イ、是ガ爲ニ甚ダ困ルノデアリマス、殊ニ

吾々ノ如キ、鹿兒島邊カラ東京迄來ルニハ

汽車デ三日モ四日モ掛ルノデアリマス、斯

ンナニ汽車ニ搖ラレテハ堪ラタモノデハナ

イ、飛行機デ太刀洗カラ東京迄來ルニハ、

何デモナイ、所ガ太刀洗カラ東京迄飛行機

デハ六十五圓取ラレルノデアリマス、汽車

ノ方ハ只デアリマス、只ノ方ガ宜イカラ、

仕方ナシニ汽車ニ乗ッテ來ルノデアリマス、

甚ダ是ハ困タモノデアルト思フノデアリ

マス、尙ホ私ハ、今航空路ハ福岡、東京、

大連マデニナシテ居リマスケレドモ、是カラ

滿蒙ノ邊ニ新シイ國デモ出來マスト云フ

ト、是カラ奉天、長春ノ邊マデモ延ビナケ

レバナラヌ、サウ云フ際ニ於テ、早ク吾々

ハ最早十分考ヘナケレバナラヌ問題デ

付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長（秋田清君）　上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君）　御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

他北海道カラ樺太ノ方面ニ延ビタ場合、何

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

レニシテモ今少シク日本ノ民間航空輸送ガ

發達シタ場合ニハ、當然過ギル程是ハ航空

「バス」ナリ、半額ノ割引ナリヲ受クベキモ

ノト思フノデアリマス、之ヲ早目ニ發行シ

上ヶマス、吾々此貴衆兩院議員ニ對シマシ

テハ、鐵道輸送ニ於キマシテモ「バス」ガア

リマスシ、尙又航海上、汽船等ニ於テモ、

全額乃至半額ノ割引ガアルノデアリマス、

今日陸運水運竝ニ航空輸送ガ行ハレル以上

ハ、矢張飛行機ニ乘ル際モ同ジク優遇ヲ私

ハ受クベキモノデアルト信ジテ居ルノデア

リマス、然ニ何故力航空輸送會社ハ、此

吾々議員ノ塔乗スルノニ向シテ割引ヲセナ

イ、是ガ爲ニ甚ダ困ルノデアリマス、殊ニ

吾々ノ如キ、鹿兒島邊カラ東京迄來ルニハ

汽車デ三日モ四日モ掛ルノデアリマス、斯

ンナニ汽車ニ搖ラレテハ堪ラタモノデハナ

イ、飛行機デ太刀洗カラ東京迄來ルニハ、

何デモナイ、所ガ太刀洗カラ東京迄飛行機

デハ六十五圓取ラレルノデアリマス、汽車

ノ方ハ只デアリマス、只ノ方ガ宜イカラ、

仕方ナシニ汽車ニ乗ッテ來ルノデアリマス、

甚ダ是ハ困タモノデアルト思フノデアリ

マス、尙ホ私ハ、今航空路ハ福岡、東京、

大連マデニナシテ居リマスケレドモ、是カラ

滿蒙ノ邊ニ新シイ國デモ出來マスト云フ

ト、是カラ奉天、長春ノ邊マデモ延ビナケ

レバナラヌ、サウ云フ際ニ於テ、早ク吾々

ハ最早十分考ヘナケレバナラヌ問題デ

付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長（秋田清君）　上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君）　御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

レニシテモ今少シク日本ノ民間航空輸送ガ

發達シタ場合ニハ、當然過ギル程是ハ航空

「バス」ナリ、半額ノ割引ナリヲ受クベキモ

ノト思フノデアリマス、之ヲ早目ニ發行シ

上ヶマス、吾々此貴衆兩院議員ニ對シマシ

テハ、鐵道輸送ニ於キマシテモ「バス」ガア

リマスシ、尙又航海上、汽船等ニ於テモ、

全額乃至半額ノ割引ガアルノデアリマス、

今日陸運水運竝ニ航空輸送ガ行ハレル以上

ハ、矢張飛行機ニ乘ル際モ同ジク優遇ヲ私

ハ受クベキモノデアルト信ジテ居ルノデア

リマス、然ニ何故力航空輸送會社ハ、此

吾々議員ノ塔乗スルノニ向シテ割引ヲセナ

イ、是ガ爲ニ甚ダ困ルノデアリマス、殊ニ

吾々ノ如キ、鹿兒島邊カラ東京迄來ルニハ

汽車デ三日モ四日モ掛ルノデアリマス、斯

ンナニ汽車ニ搖ラレテハ堪ラタモノデハナ

イ、飛行機デ太刀洗カラ東京迄來ルニハ、

何デモナイ、所ガ太刀洗カラ東京迄飛行機

デハ六十五圓取ラレルノデアリマス、汽車

ノ方ハ只デアリマス、只ノ方ガ宜イカラ、

仕方ナシニ汽車ニ乗ッテ來ルノデアリマス、

甚ダ是ハ困タモノデアルト思フノデアリ

マス、尙ホ私ハ、今航空路ハ福岡、東京、

大連マデニナシテ居リマスケレドモ、是カラ

滿蒙ノ邊ニ新シイ國デモ出來マスト云フ

ト、是カラ奉天、長春ノ邊マデモ延ビナケ

レバナラヌ、サウ云フ際ニ於テ、早ク吾々

ハ最早十分考ヘナケレバナラヌ問題デ

付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長（秋田清君）　上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君）　御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

レニシテモ今少シク日本ノ民間航空輸送ガ

發達シタ場合ニハ、當然過ギル程是ハ航空

「バス」ナリ、半額ノ割引ナリヲ受クベキモ

ノト思フノデアリマス、之ヲ早目ニ發行シ

上ヶマス、吾々此貴衆兩院議員ニ對シマシ

テハ、鐵道輸送ニ於キマシテモ「バス」ガア

リマスシ、尙又航海上、汽船等ニ於テモ、

全額乃至半額ノ割引ガアルノデアリマス、

今日陸運水運竝ニ航空輸送ガ行ハレル以上

ハ、矢張飛行機ニ乘ル際モ同ジク優遇ヲ私

ハ受クベキモノデアルト信ジテ居ルノデア

リマス、然ニ何故力航空輸送會社ハ、此

吾々議員ノ塔乗スルノニ向シテ割引ヲセナ

イ、是ガ爲ニ甚ダ困ルノデアリマス、殊ニ

吾々ノ如キ、鹿兒島邊カラ東京迄來ルニハ

汽車デ三日モ四日モ掛ルノデアリマス、斯

ンナニ汽車ニ搖ラレテハ堪ラタモノデハナ

イ、飛行機デ太刀洗カラ東京迄來ルニハ、

何デモナイ、所ガ太刀洗カラ東京迄飛行機

デハ六十五圓取ラレルノデアリマス、汽車

ノ方ハ只デアリマス、只ノ方ガ宜イカラ、

仕方ナシニ汽車ニ乗ッテ來ルノデアリマス、

甚ダ是ハ困タモノデアルト思フノデアリ

マス、尙ホ私ハ、今航空路ハ福岡、東京、

大連マデニナシテ居リマスケレドモ、是カラ

滿蒙ノ邊ニ新シイ國デモ出來マスト云フ

ト、是カラ奉天、長春ノ邊マデモ延ビナケ

レバナラヌ、サウ云フ際ニ於テ、早ク吾々

ハ最早十分考ヘナケレバナラヌ問題デ

付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長（秋田清君）　上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君）　御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

レニシテモ今少シク日本ノ民間航空輸送ガ

發達シタ場合ニハ、當然過ギル程是ハ航空

「バス」ナリ、半額ノ割引ナリヲ受クベキモ

ノト思フノデアリマス、之ヲ早目ニ發行シ

上ヶマス、吾々此貴衆兩院議員ニ對シマシ

テハ、鐵道輸送ニ於キマシテモ「バス」ガア

リマスシ、尙又航海上、汽船等ニ於テモ、

全額乃至半額ノ割引ガアルノデアリマス、

今日陸運水運竝ニ航空輸送ガ行ハレル以上

ハ、矢張飛行機ニ乘ル際モ同ジク優遇ヲ私

ハ受クベキモノデアルト信ジテ居ルノデア

リマス、然ニ何故力航空輸送會社ハ、此

吾々議員ノ塔乗スルノニ向シテ割引ヲセナ

イ、是ガ爲ニ甚ダ困ルノデアリマス、殊ニ

吾々ノ如キ、鹿兒島邊カラ東京迄來ルニハ

汽車デ三日モ四日モ掛ルノデアリマス、斯

ンナニ汽車ニ搖ラレテハ堪ラタモノデハナ

イ、飛行機デ太刀洗カラ東京迄來ルニハ、

何デモナイ、所ガ太刀洗カラ東京迄飛行機

デハ六十五圓取ラレルノデアリマス、汽車

ノ方ハ只デアリマス、只ノ方ガ宜イカラ、

仕方ナシニ汽車ニ乗ッテ來ルノデアリマス、

甚ダ是ハ困タモノデアルト思フノデアリ

マス、尙ホ私ハ、今航空路ハ福岡、東京、

大連マデニナシテ居リマスケレドモ、是カラ

滿蒙ノ邊ニ新シイ國デモ出來マスト云フ

ト、是カラ奉天、長春ノ邊マデモ延ビナケ

レバナラヌ、サウ云フ際ニ於テ、早ク吾々

ハ最早十分考ヘナケレバナラヌ問題デ

付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長（秋田清君）　上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君）　御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

レニシテモ今少シク日本ノ民間航空輸送ガ

發達シタ場合ニハ、當然過ギル程是ハ航空

「バス」ナリ、半額ノ割引ナリヲ受クベキモ

ノト思フノデアリマス、之ヲ早目ニ發行シ

上ヶマス、吾々此貴衆兩院議員ニ對シマシ

テハ、鐵道輸送ニ於キマシテモ「バス」ガア

リマスシ、尙又航海上、汽船等ニ於テモ、

全額乃至半額ノ割引ガアルノデアリマス、

今日陸運水運竝ニ航空輸送ガ行ハレル以上

ハ、矢張飛行機ニ乘ル際モ同ジク優遇ヲ私

ハ受クベキモノデアルト信ジテ居ルノデア

リマス、然ニ何故力航空輸送會社ハ、此

吾々議員ノ塔乗スルノニ向シテ割引ヲセナ

二 南洋材ニ對スル課稅ハ政府部内ニテ詮議未了ノ爲保留セラレタルヲ遺憾トス次期通常議會ニ於テ必ス提案スヘシ

一輸入稅ノ從量稅率ニ關スル法律案（政
府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和七年六月十日

委員長 東 武

衆議院議長秋田清殿

報告書

一遠洋漁業獎勵法中改正法律案（政府提
出）

委員長 東 武

衆議院議長秋田清殿

報告書

○東武君 關稅定率法中改正法律案外二件

ニ付キマシテ、委員會ノ經過並結果ヲ御報
告申上ゲマス、此關稅改正ハ、今期議會ニ於
テ相當重要ナモノデアリマス、又内容ガ非
常ニ廣汎ニ瓦ツテ居リマスガ、巨細ナコトハ
茲ニ一々説明ヲ申上ゲルコトヲ省キマス、
大要ヲ申上ゲタイト考ヘテ居リマスガ、少
シク時間ヲ拜借シナケレバナラナイノデア
リマス、本委員會ハ六月四日ニ指名ヲ受ケ
マシテカラシテ、六回ニ瓦ツテ委員會ニ於テ
審議ヲ重ねタノデアリマス、晝夜ヲ通ジテ
慎重審議ヲ遂ゲマシタ、本案ノ内容ハ二十
九品ノ稅率ヲ改正セントスルモノデアリマ
ス、是ハ從量稅トハ又別デアルノデス、特
別ノ除外例デアリマス、即チ農產物ト致シ
「コンデンスドミルク」及「トグラスフア」
等、木材ガアルノデアリマス、又化學工業
品ト致シマシテハ、「バラフィン・ワックス」
焼「クロール」酸加里「カーボン・ブラック」
「ビッヂ」及「アスファルト」道路修築用ノ「コ
ーラル」、「ビッヂ」又ハ「アスファルト」ノ
製品ガアルノデアリマス、製鐵業關係品ト
致シマシテハ、銑鐵、「ワイヤロード」、鐵
線、「リードワイヤ」、「バーブドウ・ウイスト」
「ワイヤ」、「ロール」及「ローラー」金屬製ノ簇
ガアリマス、又自動車工業品ト致シマシテ
ハ、自動車ノ部分品、瓦斯機關、石油機關
等ガアルノデアリマス、其他小麥粉、石絨
製品「マグネシウム」安全剃刀ノ刃、貨幣、
懷中時計部分品、陶齒、屑「セリユロイド」
ト云フヤウナモノガ入ツテ居ルノデアリマ
ス、斯ノ如ク相當廣汎ナル範圍ニ瓦ツテ稅率
懷中時計部分品、陶齒、屑「セリユロイド」
ト云フヤウナモノガ入ツテ居ルノデアリマ
ス、此恩典ニ浴シナガラ、毫モ生產合理化
ト云フコトヲ圖ツテ居ラナイ、政府ノ説明ニ
依リマシテモ、一噸五十圓ナラバ固定資本
ニ對シテ是ハ相當デアルト云フノデアリマ
スルガ、今ノ五箇所バカリノ鐵工業ハ、一
億万圓以上ノ固定資本ヲ持ツテ、サウシテ三
千萬圓以上ノ社債ヲ持ツテ居ル、サウ云フヤ
ウナ風ニシテ、尙ホ此製鐵ノ獎勵費ノ恩典
ニ浴シ、又併セテ三割以上ノ高關稅ニ依
テ、彼等ガ保護サレルト云フコトハ、消費
者階級ニ對シテ非常ナ不合理ナ點ガアル、
之ニ對シテ政府ノ所見如何ト云フコトガ、
大體關稅改正案ノ委員會ニ於テ、連日質問
應答ヲ重ねラレタ點デアリマス

又木材ニ付キマシテハ、委員會ニハ關稅
最モ熱心ニ論議セラレ、慎重ニ質疑應答ヲ
立國主義ヲ踏襲シタモノデアリマシテ、一
面農村ノ振興、重要產業ノ基礎確立ヲ目的
トシテ居ルノデアリマス、右ノ物品ノ中デ
最モ熱心ニ論議セラレ、慎重ニ質疑應答ヲ
重ねラレタモノハ、小麥、高粱、玉蜀黍、
銑鐵、自動車部分品及木材デアリマシタ、
其詳細ニ付キマシテハ、委員會ノ速記錄ニ
依ツテ御覽ヲ願フコト、致シマシテ、其中ノ
最モ重要ト認メル點ダケヲ、極ク簡單ニ御
報告ヲ申上ゲタイト思ヒマス

銑鐵ニ付キマシテハ、今度ノ關稅ノ引上

中最モ重大ナル問題デアリマシテ、多年歷
代ノ内閣ガ、鐵工業ニ對スル關稅ヲ引上げ
ルト云フ問題ニ付テハ、相當ニ苦心ヲシテ、
未ダ懸案トシテ是ハ殘ツテ居タノデアリマ
ス、此改正ニ付キマシテモ、種々ノ議論ガ
アルノデアリマスルガ、大體ニ於キマシテ
益ヲ保護スルノデアル、一般消費者ニ負擔
ヲ掛ケルモノデハナイカ、又今日マデ鐵工
業ノ需要者ニ對シテハ、補助費ノ名目デ
一噸六圓當リノ補助ヲ與ヘテ居ルノデアリマ
ス、此恩典ニ浴シナガラ、毫モ生產合理化
ト云フコトヲ圖ツテ居ラナイ、政府ノ説明ニ
依リマシテモ、一噸五十圓ナラバ固定資本
ニ對シテ是ハ相當デアルト云フノデアリマ
スルガ、今ノ五箇所バカリノ鐵工業ハ、一
億万圓以上ノ固定資本ヲ持ツテ、サウシテ三
千萬圓以上ノ社債ヲ持ツテ居ル、サウ云フヤ
ウナ風ニシテ、尙ホ此製鐵ノ獎勵費ノ恩典
ニ浴シ、又併セテ三割以上ノ高關稅ニ依
テ、彼等ガ保護サレルト云フコトハ、消費
者階級ニ對シテ非常ナ不合理ナ點ガアル、
之ニ對シテ政府ノ所見如何ト云フコトガ、
大體關稅改正案ノ委員會ニ於テ、連日質問
應答ヲ重ねラレタ點デアリマス

又木材ニ付キマシテハ、委員會ニハ關稅
最モ熱心ニ論議セラレ、慎重ニ質疑應答ヲ
立國主義ヲ踏襲シタモノデアリマシテ、一
面農村ノ振興、重要產業ノ基礎確立ヲ目的
トシテ居ルノデアリマス、右ノ物品ノ中デ
最モ熱心ニ論議セラレ、慎重ニ質疑應答ヲ
重ねラレタモノハ、小麥、高粱、玉蜀黍、
銑鐵、自動車部分品及木材デアリマシタ、
其詳細ニ付キマシテハ、委員會ノ速記錄ニ
依ツテ御覽ヲ願フコト、致シマシテ、其中ノ
最モ重要ト認メル點ダケヲ、極ク簡單ニ御
報告ヲ申上ゲタイト思ヒマス

又今回モ關稅ヲ更ニ三割五分改正ヲスルト
云フコトニナルノデアリマスルガ、改正ヲ
シテモ矢張内地ノ木材ハ殆ド無價値同様デ
アッテ、生產費ハ一向償ハヌ、今農村ナドガ
ウナド、云フコトハ大ナル誤リデアル、之

ヲドウスルノデアルカト云フコトノ議論ガ
アリ、盛ニ質疑應答ヲセラレタノデアリマシ
タガ、之ニ對シテハ政府モ相當ニ考慮スルト
云フコトデ、政府——國務大臣ト致シテ、
サウシテ永井拓務大臣カラシテ委員會ニ於
テハ聲明書ヲ發シテ居ルノデアリマス、是
ハ後デ御報告致シマス、又滿洲材ニ付キマ
シテモサウデアル、滿洲ハ今ヤ新國家ノ承
認ヲシヨウト云フマデニ、此全國的ノ氣運
ガ漲テ居ル場合ニ、滿洲所謂豆満江、問島
ノ此木材企業ハ、大抵内地ノ資本デ内地人
ガ經營ヲシテ居ルノデアル、之ニ對シテ茲
ニ關稅ノ障壁ヲ設ケルト云フコトハ、餘リ
ニ矛盾シタ政策デハナイカト云フコトノ質
問ガ多々アツタノデアル、之ニ對シテハ政
府ハ、其點ニ付テハ今直チニ此關稅ヲドウ
スルコトモ出來ナイガ、近ク滿蒙及日本ノ
經濟統制ヲ圖ル、此機會マデハ實ニ已ムヲ
得ナイ、其場合ニハ相當滿蒙日本ノ經濟統
制ヲシテ、ソレ等ノ緩和ヲ圖ル考デアルト
云フ、斯様ナ答辯デアリマシタ

憾千万ナモノガアッタノデアリマシタガ、民政黨ノ手代木代議士カラシテ一ツノ決議案方出マシタ「南洋材ニ對スル課稅ハ政府部内ニ於テ證議未了ノ爲保留セラレタルヲ遺憾トス次期通常議會ニ於テ必ス提案スヘシ」此附帶決議ガ出テ居リマス、採決ニ入リマシテ、鐵工業ニ對スル政府ノ聲明、同ジク樺太材ノ伐採ニ付テ制限ヲスルト云フ、矢張政府ヲ代表シタ國務大臣トシテ、永井拓務大臣ノ嚴格ナル聲明ガアリマシタ、之ニ依リマシテ遺憾ナガラ委員會ハ、之ヲ箇々ニ品目ニ付テ見マスルト云フト、相當ニ無理ナモノモアルシ、又修正シナケレバナラヌモノガアリマシタガ、前申上ゲタ如キ経過ニ依リマシテ、今此短期ノ間ニ、又產業計畫ノ我國ノ生産ヲ保護シ、各國ガ關稅戰爭ヲスル場合ニ、我國ダケガ開放シニシテ、サウシテ我國ノ產業ヲ絶滅ニ歸セシムルト云フコトハ出來ナイト云フ、非常ナ國家的大局ノ見地カラ、忍ンデ此關稅ノ二案ノ承認ヲ致スコトニナリマシタ、採決ノ結果トシテ全會一致可決致シタ次第デアリマス、此段御報告致シマス。

又、モウ一案ハ、遠洋漁業獎勵法中改正法律案、是ハ遠洋漁業ノ獎勵法ハ明治三十年ノ制定ニ係リマシテ、時勢ノ推移ト事業ノ變遷ニ鑑ミ、改正ノ必要ガアッテ此提案獎勵金額ノ算出方法、船舶ノ評價額百分ノ十五以内トスルト云フコト、設備ノ種類、噸數等ニ變更ヲ加ヘタト云フコトデアリシテ、我國遠洋漁業ノ發達ヲ期スル此遠洋漁業獎勵法ハ、其根幹ヲ成スモノデアリ、極メテ必要ナル改正デアルト信ジマシテ、

二三委員カラシテ質問ガアリマシタガ、汽船底曳網トカ、或ハ遠洋漁業ノ根據地ト云フヤウナ、重大ナ有益ナ質問ガアリマシタガ、政府モ之ニ對シテ明答ヲ與ヘ、委員會ハ全會一致ヲ以テ可決シタ次第デアリマス、此段御報告申上ゲマス(拍手)。

○議長(秋田清君) 是ヨリ討論ニ入リマス——小池四郎君

(小池四郎君登壇)

○小池四郎君 關稅ニ關シマスル政府提出ノ法案ニ對シマシテ、反對ノ意思ヲ表明致シマス、是カラ簡單ニ申上ゲマスル所ノ内容ハ、勿論私一個ノモノデハアリマスルケレドモ、其骨子ニ至リマシテハ、第一控室所屬ノ大多數議員ノ一致スル所ダト云フコトヲ、御諒承願ヒタイト思フノデアリマス、勿論本法律案ニ於キマスル内容ハ、幾多ノ條項ガ多々アルノデアリマシテハ、其中ニ於キマシテハ、反對スル必要ノナイ、賛成スル所ノ二ツノ條項ニ付キマシテ、遺憾ナガラ贊成スルコトノ出來ナイ爲ニ、本案其モノニ反對ラシナケレバナラナクナッタノデゴザイマスケレドモ、法律案中最モ重要ナル所ノ二ツノ條項ト云ヒマスノハ、

論日本内地ニ於キマスル所ノ鉄工業ノ、製鐵業ノ確立擁護ト云フコトニ付テハ、何等ノ異存ハナケレドモ、今日ノ鉄工業事業ト云フモノハ、相當大キナモノガアルト云フコトヲ考ヘラレルノデアリマス、私共勿論日本内地ニ於キマスル所ノ鉄工業ノ、國家ノ保護ヲ俟タナケレバ立行カナクナッタ云フコトハ、他ニ大キナル原因ガアルト云フモノガ、斯ノ如ク不振ニナリマシテ、スル所ノ關稅ヤ獎勵金、或ハ今日ニ於キマス、モウ一ツハ滿洲ノ木材ニ關シマスニ依テ、既ニ今日ノ製鐵業ノ保護ハ、十分デアルト私共ハ信ズルノデアリマス、是レ以上ノ保護ト云フモノハ、確立ノ爲ノ手段

云フモノハ、日本ノ鉄工業ノ、製鐵業ノスガ、滿洲ニ於ケル木材大數ノ木材ト云フモノ、内地ニ輸入サレル木材ナルモノハ、別爲替低落カラ來テ居ルト云フコトヲ聞キマスガ、滿洲ニ於ケル木材取引ハ、一切日本金ニ於テ大部分ヤラシテ居ルト云フコトヲ信ジテ居リマスガ、然ラバ爲替低落ノ影響ノ範

船底曳網トカ、或ハ遠洋漁業ノ根據地ト云フヤウナ、重大ナ有益ナ質問ガアリマシタガ、政府モ之ニ對シテ明答ヲ與ヘ、委員會ハ全會一致ヲ以テ可決シタ次第デアリマス、此段御報告申上ゲマス(拍手)。

○議長(秋田清君) 是ヨリ討論ニ入リマス——小池四郎君

(小池四郎君登壇)

○小池四郎君 關稅ニ關シマスル政府提出ノ法案ニ對シマシテ、反對ノ意思ヲ表明致シマス、是カラ簡單ニ申上ゲマスル所ノ内容ハ、勿論私一個ノモノデハアリマスルケレドモ、其骨子ニ至リマシテハ、第一控室所屬ノ大多數議員ノ一致スル所ダト云フコトヲ、御諒承願ヒタイト思フノデアリマス、勿論本法律案ニ於キマスル製品ト云フモノ、今日日本ニ於キマスルシマス、是カラ簡單ニ申上ゲマスル所ノ内容ハ、勿論私一個ノモノデハアリマスルケレドモ、其骨子ニ至リマシテハ、第一控室所屬ノ大多數議員ノ一致スル所ダト云フコトヲ考ヘラレルノデアリマス、私共勿論日本内地ニ於キマスル所ノ鉄工業ノ、國家ノ保護ヲ俟タナケレバ立行カナクナッタ云フコトハ、他ニ大キナル原因ガアルト云フモノガ、斯ノ如ク不振ニナリマシテ、スル所ノ關稅ヤ獎勵金、或ハ今日ニ於キマス、モウ一ツハ滿洲ノ木材ニ關シマスニ依テ、既ニ今日ノ製鐵業ノ保護ハ、十分デアルト私共ハ信ズルノデアリマス、是レ以上ノ保護ト云フモノハ、確立ノ爲ノ手段

云フモノハ、日本ノ鉄工業ノ、製鐵業ノスガ、滿洲ニ於ケル木材大數ノ木材ト云フモノ、内地ニ輸入サレル木材ナルモノハ、別爲替低落カラ來テ居ルト云フコトヲ聞キマスガ、滿洲ニ於ケル木材取引ハ、一切日本金ニ於テ大部分ヤラシテ居ルト云フコトヲ信ジテ居リマスガ、然ラバ爲替低落ノ影響ノ範

園外ニアル所ノ物品ト云フコトガ出來ルノ
デアリマス、斯ウ云フ物ニ關稅引上ゲヲ爲
スコトハ、折角満洲ガ斯ノ如ク有利ニ産業
ガ發達シヨウトル時ニ、嫩葉ニシテ根ヲ
枯ラス所ノ方法ナリト私共ハ信ジテ居リマ
ス、又銑鐵ニ關シマシテモ、銑鐵ノ關稅ヲ
引ゲマス所ノ重大ナル動機ト言ハレマス
モノハ、印度銑鐵ノ輸入ヲ防遏シケレバ
ナラヌト云フ點ニ在ルト聞イテ居リマス、
ダガ引上ゲノ動機ノ如何ニ拘ラズ、事實ニ
於テハ今日ノ關稅引上ゲト云フモノガ、滿
洲產ノ銑鐵ノ輸入防遏ニナル結果ヲ如何ト
モスルコトガ出來ナインデアリマス、敵トナ
リマス所ノ印度銑鐵ト云フモノハ、大シタ
輸入量ヘナインデアリマシテ、逐年輸入ガ
遞減シツ、アル事實ハ、統計ノ示ス所デア
リマス、然ルニ拘ラズ、反對ノ現象トシテ
滿洲カラ内地ニ入りマス銑鐵輸入高ト云フ
モノハ、逐年增加ノ傾向ニアルノデアリマ
ス、結局ニ於テ――結果ニ於テ其動機ガ如何
デアリマセウトモ、今日ノ關稅引上ゲト
云フモノガ、滿洲銑鐵ノ輸入防遏トナルコ
トハ、明ナリト私共考ヘテ居ル、若モ此關
稅引上ゲガ實現サレルコトニナリマスレ
バ、滿洲ノ銑鐵ハ入り惡クナルト云フ結果
ニナリマシテ、日本内地ニ於キマスル銑鐵
ノ市價ト云フモノハ、三井、三菱竜ニ淺野、
特ニ三井、三菱兩系統ノ銑鐵業者、又販賣
業者ニ、市價ヲ左右スル獨占權ヲ持タセナ
ケレバナラヌ結果ニナルト思フノデアリマ
ス、而シテ中島商工大臣ノ言ニ依リマスレ
バ、製鐵合同ニ邁進シナケレバナラヌト仰
ルト云フコトハ結構デハアリマスケレド

モ、製鐵業ノ合同、是レ即チ纔ニ殘サレタ所
ノ三井、三菱系ノ製鐵業者ノ獨占「カルテ
ル」ノ結成トナラザルヲ得ナイノデアリマ
ス、サウ致シマスナラバ、今日最モ猛威ヲ
共ハ斷ジテ贊成スルコトガ出來ナイト思
フ、纔ニ残サレタ滿洲ノ銑鐵、此銑鐵ニ依
テ、日本ノ銑鐵ノ市價ガ幾分調節サレル所
ノ作用ヲシテ居ルノデアリマスガ、此滿洲
銑鐵モ矢張其販賣權ハ三井、三菱系ノ商事
會社ノ手ニ大多數ハ握ラレテ居リマス、然
ラバ結局此關稅引上ゲノ結果、銑鐵ノ市價
ト云モノガ、一部ノ人ニ依テ動力サレ
テ行クト云フコトヲ、拒否スルコトノ出來
ナイ結果ニナルト思ヒマス、今日關稅ノ引
上ゲノモウ一つノ原因ニナッテ居リマス所
ノ、日本製鐵業ノ不振ト云フモノ——衰弱
ト云モノ、原因ハ決シテ關稅ノ如何ニアル
ノデハナクシテ、製鐵業其モノニ大キナ缺
陷ノアルコトハ、明ナ事實デアリマス、今
日日本ノ大キナ製鐵業者デアリマス釜石、
ト云ハ輪西、兼ニ浦ト云フヤウナモノハ、是
ハドノ位ナ生産高ヲ有シテ、其生産高ニ對シ
テ如何ナル資本金、借入金ヲ有テ居ルカト
ト云フコトヲ見マスルナラバ、明ニ今日ノ
日本ノ製鐵業其モノヲ、合理化サレタル所
ノ正シイ事業ナリト認メルコトハ出來ナイ
ト云フコトヲ見マスルナラバ、明ニ今日ノ
力ヲ有ツ所ノ製鐵工場ヲ造ラウト致シマス
レバ、昨日委員會ニ於テ政府當局カラ八幡
製鐵所ニ新シク建設スル所ノ、製鐵工場ノ

工事費ノ計算表ヲ戴イタノデアリマスル
ニ一千六百万圓デ以テ三十五万噸ノ生産ヲ
爲シ得ルノデアリマス、今日一千六百万圓
ノ製鐵業者トシテ一億數千万圓ノ資本金ト、
借入金ヲ以テヤツテ居ルト云フコトガ、日本
ノ製鐵業者ノ事業不振ニ陥ル唯一絶對ノ原
因ナリト私共ハ考ヘマス、此事實ヲ無視シ
テ、關稅ノ引上げニ依フテ此製鐵業ノ不振
ヲ取戻サウトスル所ニ、私共ハ大キナ矛
盾ガアルト考ヘテ居リマス、結局此意味
ニ於キマシテ、斯ノ如キ狀態ニ於テ獎勵
金モ既ニ與ヘ、關稅モ引上げラル、ト云フ
コトニナリマスナラバ、其金ハ一體何處ニ
行ク、間接ニハ色々ノ方面ニ行キマスケレ
ドモ、最後ノ途ハ此莫大ナ借入金、莫大ナ
無用資本ヲ有シテ居リマス、其元締デアル金
融資本ヘド、此關稅引上げニ依ル保護金ガ流
レテ行ク以外ニハナイノデアリマス、今日
ノ關稅引上ゲガ幼稚產業ヲ育成スル關稅デ
アリマスレバ、私共ハ反對スル理由ハナイ
ト思ヒマス、ケレドモモウ斯ウ云フ風ニ行
詰ノタ舉句ニ、衰弱シ切タ日本ノ産業ヲ擁
護シ、サウシテ結果ニ於テハ其産業ノ後ニ
在リマス所ノ、金融大資本ヲ需ス關稅ニ變ラ
テシマダナラバ、此關稅ハ國民生活ノ上カ
ラ見マシテ、斷ジテ賛成スルコトノ出來ナ
イ關稅政策ダト謂ハザルヲ得ナイノデアリ
マス、丁度今日ハ御承知ノヤウニ、外ニハ
農民モ市民モ生活窮乏ノドン底ニ在リマシ
テ、倒レヨウトシテ居ル時デアリマス、議
會モ政黨モ一切ヲ舉ゲテ、此重大ナル問題
ノ解決ニ狂奔シテ居ル時ナノデアリマス、
斯ウ云フ重大ナ時ニ當リマシテ、斯ノ如キ

○議長（秋田清君）

卷之三

意味ニ於テ徒ニ銹鐵ノ關稅ヲ引上げテ、銹材、鐵製品ノ市價ヲ高メマスト云フコトハ、斯ノ如ク苦ンデ居リマズ農民ノ鍋釜ノ値段ヲ、上ゲルト云フコトヲ覺悟シナケレバ出來ナイコトデアリマス、是ハ私共議會トシテ忍ビ難イ結果デアルト言ハザルヲ得ナイ、サウシテ逆ニ其金ハ三井、三菱系ノ製鐵所、續イテ銀行ノ中ヘト流込ンデ行キマスルナラバ、國民生活ヲ擁護シナケレバナラナイ今日ニ於テ、斷ジテ是ハ贊成スルコトガ出來ナイト思ヒマス、而シテ又國民ノ血ヲ以テ最近確保致シマシタ滿洲ノ權益ヲ、經濟的ニ拋棄シテ顧ミナイヤウナ關稅政策ニ對シマシテハ、是レ亦私共ハ反對シナケレバナラナイト思フノデアリマス、簡單ナガラ反対ノ意見ヲ申述ベマシテ、私ノ責ヲ塞ギタイト思ヒマス

斯様ナル見地カラ、吾々ハ此度發案セラレ
マシタル關稅ノ改正案ニ贊成ヲ致ス者デア
ルノデアリマス、仍テ吾々ノ議論ノ基調ヲ
簡單ニ申上ゲテ、贊成ノ理由ニ致シタイト
思フノデアリマス

今日世界ノ經濟上ノ趨勢ト云フモノハ、
私ガ今敢テ茲ニ事々ク説明ヲ申上ゲルマ

デモナク、世界ヲ舉ゲテ關稅戰爭ニ沒頭シ
テ居ルト云フ有様デアリマス、總テノ國ハ

關稅障壁ヲ設ケテ、自己ノ國內ノ市場ヲ完

全ニ自己ノ國民ニ保ツヨウニ努メテ居ルト

云フコトハ現實ノ事實デアリマス、從來各

國ガ經濟的ニ爭ツテ居ルタコトハ、所謂帝國

主義ノ思想ヨリ争ツテ居ルト言ハレタノデ

アリマスガ、今日ハ帝國主義ノ思想カラ經

濟上ノ争フシテ居ル國民ト云フモノハ、
世界ニハ恐クハナカラウト思ヒマス、今

日ハソレヨリ一步ヲ進メテ、國民經濟ヲ確

立スルト云フ趣旨カラ、經濟上ノ決死的ノ

争フ今日ハ續ケテ居ルト云フコトハ、世

界經濟上ニ於ケル所ノ各國民ノ實情デアリ

マス、即チ何レノ國ノ實情ヲ見マシテモ、
皆其市場ヲ保タンガ爲ニハ、有ユル經濟的

ノ手段ヲ執ルト同時ニ、又此關稅ノ障壁ヲ

出來得ルダケ、殆ド禁止關稅ニ等シキヤウ

ナ障壁ヲ設ケテ居ルト云フコトモ、是亦事

實デアリマス、而モソレハ從來ノ帝國主義

ノ争ト達ヒマシテ、小國マデモ總テガ今

日其狀態ヲ續ケテ居ルト云フコトハ、是

ヒ難キ事實デアルノデアリマス、先ツ此一

二ノ例ヲソレニ取テ見マスルナラバ、御承

知ノ如クニ英國ハ自由貿易ノ祖國ト謂ハレ

テ居ルタ國デアリマス、然ルニ戰爭ノ終ハル

ト程ナク、千九百二十二年ニ於キマシテ、
所謂產業安全法ト稱スル所ノ保護關稅法ヲ

設ケテ居ルタノデアリマス、而モ有ユル品目
ニ瓦リマシテ三割三分ト云フヤウナ高率ノ
關稅ヲ致シテ居ルタノデアリマス、併シ其時
ハ是ハ非常特別稅ナリト稱シテ、期限ヲ三
箇年ヲ附シテ居ルタノデアリマスガ、ソレガ

期限ノ前年千九百二十五年ニ於キマシテ、
更ニ第二ノ工業安全法ナルモノヲ制定致シ

マシテ、之ニ輪ヲ掛ケタヤウナ保護關稅法

ヲ確立致シテ、而モ其實施ノ期限ヲ十箇年

ト致シタノデアリマス、又更ニソレニ尙ホ

甘ンゼズシテ、昨年ノ十一月御承知ノ如ク

ニ商相「ライヒマン」ノ手ニ依テ、所謂十割

關稅ナルモノガ成立ヲサレテ、今現ニソレ

ガ實施サレテ居ルト云フヤウナ狀態ニナッ

テ居ルノデアリマス、其他佛蘭西ニ於キマ

シテモ、英吉利ノ金再禁止ニ伴フ爲替ノ下

落ヲ防止スルト稱シテ、一割五分ノ附加稅

ヲ課ケ、程ナク更ニ一般的ノ關稅增徵ノ法

案ヲ實行致シテ居ルト云フ狀態デアリマ

ス、又亞米利加ノ如キニ至ツテハ、私ガ多ク

テ居ルノデアリマス、其後佛蘭西ニ於キマ

シテモ、英吉利ノ金再禁止ニ伴フ爲替ノ下

落ヲ防止スルト稱シテ、一割五分ノ附加稅

ヲ課ケ、程ナク更ニ一般的ノ關稅增徵ノ法

案ヲ實行致シテ居ルト云フ狀態デアリマ

ス、又亞米利加ノ如キニ至ツテハ、私ガ多ク

テ居ルノデアリマス、其後佛蘭西ニ於キマ

シテモ、英吉利ノ金再禁止ニ伴フ爲替ノ下

落ヲ防止スルト稱シテ、一割五分ノ附加稅

ヲ課ケ、程ナク更ニ一般的ノ關稅增徵ノ法

案ヲ實行致シテ居ルト云フ狀態デアリマ

ス、又亞米利加ノ如キニ至ツテハ、私ガ多ク

テ居ルノデアリマス、其後佛蘭西ニ於キマ

シテモ、英吉利ノ金再禁止ニ伴フ爲替ノ下

落ヲ防止スルト稱シテ、一割五分ノ附加稅

以テ、所謂極端ナル計畫經濟ヲ行シテ、自己
ノ國民的經濟ヲ茲ニ確立セントシテ漢撥イ
テ居ルト云フコトモ、是亦現實ノ事實デア
リマス、更ニ英吉利ハ所謂帝國特惠關稅ト
云フモノヲ設ケテ、其廣大ナル植民地ヲ連
ネテ、茲ニ一ノ經濟「ブロツク」ヲ作ラント
致シテ居ルノデアリマス

斯様ナル場合ニ於テ、我ガ帝國ハ何ヲ以
テ我が國民經濟ヲ擁護スルデアリマセウ
カ、幸ニモ満洲ノ問題ガ御承知ノ如キ狀態
ニ好轉致シテ來マシテ、今ヤ滿蒙ト我國方
一ツノ經濟「ブロツク」トシテ存立セントス

テ、茲ニ高率保護關稅ヲ申上ゲル迄モナク、元來高率保護關稅ヲ

以テ有名ナ國デアリマス

斯ノ如ク何レノ狀態ヲ見マシテモ、總テ

關稅ニ依テ自國內ノ市場ヲ外國ニ向ツテ之
ヲ遮斷シテ、自己ノ國民ニ之ヲ保護シヨウ

ト云フ狀態ガ、最モ著シク現ハレテ居ルノ

デアリマス、而モ亞米利加ハ亞米利加トシ
テ、南米モ包含シテノ經濟「ブロツク」ヲ

作ラント計畫致シテ居ルト云フコトハ、是

人モ異論ノアルベキ筈ガナカラウヤニ私ハ
考ヘル者デアリマス、斯様ナル意味合カラ、
吾々ハ所謂產業五箇年計畫ナルモノヲ樹立
タノデアリマス、而シテ此計畫タルモノハ、
外國カラ輸入サレテアル内、昭和四年度ノ
計算ニ於キマシテ約六億圓ニ相當スル所ノ
輸入品ハ、我國ニ於テ十分生産シ得ルモノ
デアル、故ニ之ヲ相當ノ補助——助長ヲ致
シマスルナラバ、我國ニ於テ此最モ必要ナル
品物ヲ、自給自足スルコトノ出來ルト云フ
ノガ、大體ノ計畫アルノデアリマス、此
計畫ニ依リマシテ、吾々ノ見ル所デハ此六
億圓ノ中、是ハ昨年ニナリマシテ、大體ニ
於テ三億圓程度ノモノニナラウト考ヘルノ
デアリマスガ、是ハ商工省ノ產業合理局ニ
於テ調べラレタル所ノモノモ、我政友會
ノデアリマス、而シテ此產業五箇年計畫ヲ
調査致シマシタモノト略、一致致シテ居ル
云フコトハ、私ニハドウシテモ其趣旨が明

實現致シマスルノハ、吾々ノ見ル所デハ、
三十七種ノ外國カラノ輸入品ヲ、關稅ノ手
段ニ依テ防護致スナラバ、關稅ノ手段ノミ
トハ申シマセヌガ、其主ナル方法ヲ關稅ノ手
段ニ依テ之ヲ保護致シマスルナラバ、遠力
ラザル中ニ輸入ハ杜絶スルコトガ出來ルト
云フ目算ハ樹テ、居ルノデアリマス、斯様
ナ見地カラ考ヘテ見マスルト云フト、私共
ハ大體ニ於テ此度提案セラレマシタル所ノ
云フ目算ハ樹テ、居ルノデアリマス、斯様
ナ見地カラ考ヘテ見マスルト云フト、私共
云フモノヲ設ケテ、其廣大ナル植民地ヲ連
ネテ、茲ニ一ノ經濟「ブロツク」ヲ作ラント
致シテ居ルノデアリマス

斯様ナル場合ニ於テ、我ガ帝國ハ何ヲ以
テ我が國民經濟ヲ擁護スルデアリマセウ
カ、幸ニモ満洲ノ問題ガ御承知ノ如キ狀態
ニ好轉致シテ來マシテ、今ヤ滿蒙ト我國方
一ツノ經濟「ブロツク」トシテ存立セントス

テ、茲ニ高率保護關稅ヲ申上ゲル迄モナク、元來高率保護關稅ヲ

以テ有名ナ國デアリマス

斯ノ如ク何レノ狀態ヲ見マシテモ、總テ

關稅ニ依テ自國內ノ市場ヲ外國ニ向ツテ之
ヲ遮斷シテ、自己ノ國民ニ之ヲ保護シヨウ

ト云フ狀態ガ、最モ著シク現ハレテ居ルノ

デアリマス、而モ亞米利加ハ亞米利加トシ
テ、南米モ包含シテノ經濟「ブロツク」ヲ

作ラント計畫致シテ居ルト云フコトハ、是

人モ異論ノアルベキ筈ガナカラウヤニ私ハ
考ヘル者デアリマス、斯様ナル意味合カラ、
吾々ハ所謂產業五箇年計畫ナルモノヲ樹立
タノデアリマス、而シテ此計畫タルモノハ、
外國カラ輸入サレテアル内、昭和四年度ノ
計算ニ於キマシテ約六億圓ニ相當スル所ノ
輸入品ハ、我國ニ於テ十分生産シ得ルモノ
デアル、故ニ之ヲ相當ノ補助——助長ヲ致
シマスルナラバ、我國ニ於テ此最モ必要ナル
品物ヲ、自給自足スルコトノ出來ルト云フ
ノガ、大體ノ計畫アルノデアリマス、此
計畫ニ依リマシテ、吾々ノ見ル所デハ此六
億圓ノ中、是ハ昨年ニナリマシテ、大體ニ
於テ三億圓程度ノモノニナラウト考ヘルノ
デアリマスガ、是ハ商工省ノ產業合理局ニ
於テ調べラレタル所ノモノモ、我政友會
ノデアリマス、而シテ此產業五箇年計畫ヲ
調査致シマシタモノト略、一致致シテ居ル
云フコトハ、私ニハドウシテモ其趣旨が明

ナイノデアリマス、今日日本ノ製鐵ヲ壓迫シテ居ルモノハ、御承知ノ如クニ印度ノ銑鐵デアリマス、是ハ數字ノ上ニ明白ニ現ハレテ居ル事柄デアリマス、現ニ委員會ニ於テモ、此印度ノ銑鐵ト我國ノ銑鐵ノ生產費ノコトニ對シテ、色々質問應答ヲ重ねマンタガ、政府ノ説明ニ依リマスレバ、我國ノ現在ニ於テノ銑鐵ノ一噸當リノ生產費ハ、三十五圓幾ラト云フコトデアリ、印度ノ銑鐵ノ生產費ハ、日本へ到著シテ沖渡シノ計算ニ於テ二十五圓幾ラ、約二十六圓デアルト云フコトニ相成テ居ルノデアリマス、然ラバ、我國ノ銑鐵ニ對シテ相當ノ補助ヲ與ヘルカ、然ラズンバ保護關稅ヲ以テ之ヲ保護スルト云フコトニ相成テ居ルノデアリマス、然ノ如ク、先程申上ゲマシタル英吉利大帝國ノ經濟「ブロック」トシテ、特惠關稅ヲ設定致シテ居マスルガ、其特惠關稅ニソレヲ作用致シマシテ、我國ノ重要產業タル綿絲、綿布ニ向シテ高率ノ課稅ヲ致シテ居リマスルノデ、我國ノ綿絲、綿布ハ印度ニ輸出スルコトニ於テ、大ナル障礙ヲ與ヘラレテ居ト云フコトハ、世間周知ノ事實デアリマス、併ナガラ我國ニ於テハ印度ノ銑鐵ノ爲ニ、我國ノ工業ノ基礎トナルベキ最モ——所謂「キーワード」ト言ハレル此製鐵業ガ、印度ノ銑鐵ノ爲ニ脅威ヲ受ケルト云フコトニ向シテ、吾々ガ相當ノ經濟的手段ヲ執ルト云フコトハ、何等差支ナイコトデアルト私ハ思フノデアリマス、唯小池四郎君ノ言ハレル如クニ、餘リニ關稅ト云フモノハ、其率ガ高過ギルト云フト、其恩恵ニ狃レ易クシテ、合理化ヲスルト云フコトノ熱心ガ少クナルト云フコトハ、是ハアリ得ル事柄

シテ居ル事柄デアリマス、現ニ委員會ニ於テモ、此印度ノ銑鐵ト我國ノ銑鐵ノ生產費ノコトニ對シテ、色々質問應答ヲ重ねマンタガ、政府ノ説明ニ依リマスレバ、我國ノ現在ニ於テノ銑鐵ノ一噸當リノ生產費ハ、三十五圓幾ラト云フコトデアリ、印度ノ銑鐵ノ生產費ハ、日本へ到著シテ沖渡シノ計算ニ於テ二十五圓幾ラ、約二十六圓デアルト云フコトニ相成テ居ルノデアリマス、然ラバ、我國ノ銑鐵ニ對シテ相當ノ補助ヲ與ヘルカ、然ラズンバ保護關稅ヲ以テ之ヲ保護スルト云フコトニ相成テ居ルノデアリマス、然ノ如ク、先程申上ゲマシタル英吉利大帝國ノ經濟「ブロック」トシテ、特惠關稅ヲ設定致シテ居マスルガ、其特惠關稅ニソレヲ作用致シマシテ、我國ノ重要產業タル綿絲、綿布ニ向シテ高率ノ課稅ヲ致シテ居リマスルノデ、我國ノ綿絲、綿布ハ印度ニ輸出スルコトニ於テ、大ナル障礙ヲ與ヘラレテ居ト云フコトハ、世間周知ノ事實デアリマス、併ナガラ我國ニ於テハ印度ノ銑鐵ノ爲ニ、我國ノ工業ノ基礎トナルベキ最モ——所謂「キーワード」ト言ハレル此製鐵業ガ、印度ノ銑鐵ノ爲ニ脅威ヲ受ケルト云フコトニ向シテ、吾々ガ相當ノ經濟的手段ヲ執ルト云フコトハ、何等差支ナイコトデアルト私ハ思フノデアリマス、唯小池四郎君ノ言ハレル如クニ、餘リニ關稅ト云フモノハ、其率ガ高過ギルト云フト、其恩恵ニ狃レ易クシテ、合理化ヲスルト云フコトノ熱心ガ少クナルト云フコトハ、是ハアリ得ル事柄

デアリマス、故ニ吾々モ此點ニ向テ今希望決議ヲ附シタノデアリマス、左様ナル理由ノ下ニ此嚴格ナル希望決議ヲ附シマシテ、當局モ亦誠意ヲ以テ必ズ實行スルト云フコトヲ吾々ニ確約致シタノデアリマス、又滿洲ノ銑鐵ガ、此爲ニ非常ニ脅威ヲ受ケルデハナイカト云フ御論モ、是モ一應御尤デアリマス、吾々モ此點ニ於テハ、非常ニ憂ヲ有テ居ルノデアリマシテ、政府當局ニ、此點ニ付テ如何様ノ處置ヲ執ルカト云フコトヲ、嚴密ナル意味ニ於テ質問ヲ試ミタノデアリマス、政府ハ之ニ對シテ滿洲ノ銑鐵ニ向テハ、相當考慮スルノ必要アルコトヲ認メ、來ルベキ議會ニ於テ相當ノ豫算ヲ提出シテ、滿洲ノ銑鐵ト日本ノ銑鐵トノ間ニ、統制經濟ノ見地カラ適當ナル保護ヲ與ヘ、適當ナル調和ヲ取ルノ手段ヲ必ズヤ實行スルト云フコトヲ、吾々ニ言明ヲ致シテ居ルノデアリマス、故ニ是ハ何カ特殊ノ考慮ヲ要スル問題デナカラウカト云フ意味ニ於テ、事業デアルト云フ事實ヲ承知致シテ居ルノデアリマス、故ニ是ハ何カ特殊ノ考慮ヲ要スル問題デナカラウカト云フ意味ニ於テ、政府ニ質問ヲ致シテ見タノデアリマス、之ニ對シテ政府當局ハ、滿洲ハ遠カラズ完全ナル國家トシテ、我國ガ之ヲ對手ニ何等カノ經濟的ノ交渉ヲ進ムベキ時期ニ達スルト思フカラ、其近キ將來ニ於テ滿洲國ト經濟的交渉ヲ進ムベキ時期ヲ見計テ總チ満洲ト我國トノ統制經濟ノ上ニ根本的ノ方針ヲ確定スル積リデアルカラ、ソレ等ノコトハソレマデ暫ク待テ吳レロト云フ言明ガアツノデアリマス、吾々ハ此言明ヲ信じテ、此滿洲材ニ付テモ多少ノ不安カアリマス、吾々ハ先程申上ゲタ如ク、產業五年計畫ヲ樹テ、之ヲ實施セントシテ居ルノデアリマスカラ、其一日ヲ空費スルト云フリマス、吾々ハ先程申上ゲタ如ク、吾々ハ日コトノ出來ナイ事柄デアリマスカラ、先ヅコトニ向シテ打捨て、置クルト云フコトハ、何等差支ナイコトデアルト私ハ思フノデアリマス、唯小池四郎君ノ言ハレル如クニ、餘リニ關稅ト云フモノハ、其率ガ高過ギルト云フト、其恩恵ニ狃レ易クシテ、合理化ヲスルト云フコトノ熱心ガ少クナルト云フコトハ、是ハアリ得ル事柄

又滿洲材ノ事ニ對シテ、小池君ノ御話ガア

リマシタガ、是モ私ハ大體ニ於テ同感デア

リマス、私モ既ニ委員會ニ於テ、此點ニ付

テ政府當局ニ質問致シタノデアリマス、殊ニ豆滿江材ニ至リマシテハ、殆ド朝鮮人ノ

事業デアルト云フ事實ヲ承知致シテ居ルノ

デアリマス、故ニ是ハ何カ特殊ノ考慮ヲ要

スル問題デナカラウカト云フ意味ニ於テ、

暫定的ニ贊成ヲシヨウ、斯ウ云フコトガ民
政黨ノ大體ノ意見ニアリマス
其次ニハ二十九品目ノ各品目ニ付キマス
ル稅ノ盛り方デアリマス、是モ仔細ニ見マ
シテ必シモ適當トハ私共ハ思ヒマセヌ、殊
ニ農產品等ニ付キマシテ無暗ニ關稅收入ノ
ミ上げテ、是デ行ケルド云フヤウナ御觀測
ニハ私共ハサウ共鳴ラニナイ、併ナガラ本
案ノ二十九品目ニ付キマシテモ、中々短カ
イ期間デ十分ナル審議ヲ致シテ居る暇ガナ
イノデ、是モ大體ニ於テ贊意ヲ表スル譯デア
リマスルガ、只今無產黨ノ小池君ノ意見ニ
對シマシテ政友會ノ武田君カラ御反駁ガア
リマシタノデ、是モ大要済ンデ居リマスル
ガ、其中デ吾々ガ本案ニ贊成スルニ至リマ
シタ中ニ、一二私共ト所見ヲ異ニシテ居ル
點ガアル、ソレハ第一ガ先づ木材關稅デア
リマスルガ、豆滿江方面ノ木材ニ課稅スルコ
トガ宜イト云フ意見ノヤウニ受取リマシタ
ガ、私共ハ左様ニハ信ジテ居ラナイ、是ハ
別ニ深クハ論ジマセヌガ、アノ邊ノ貨幣制
度ノ實情ヲ御承知ニナレバ直チニ解決ノ出
來ルコトデアリマス、又滿洲ノ銑鐵ノ問題
ニ付キマシテ色々ト小池君ノ御意見ガアリ
マシタガ、是モ只今武田君ガ申述ベマシタ
ト云フコトデアリマスカラ、此點ハ吾々ハ
心配致サナイ、併シ銑鐵關稅ヲ此際引上ゲ
テ大衆ニ多少ノ不利益ヲ與ヘルト云フコト
ニハ看過スコトノ出來ナイコトデアリ
マス、政府ノ示サレテ居リマス内地ノ生産
費及印度銑ノ沖値價段、斯ウ云フモノニ對
デアリマスカラ、私共ハドウモ捉ヘ所ガナ
イノデアリマスケレドモ、武田君ガ世界ノ

大勢ヲ説イテ此演説ニナリシタ通リノ
事情デアリマシテ、此際此時ニ於キマシテ、
我ガ國策ヲ樹立スル上カラ申シマスレバ、
是モ承認スルノ已ム得ナイノデハナイカ
ト思ハレル、併ナガラ諸君ノ御承知ノ通り、
世間ニ於キマシテハ近頃資本家ト政黨トガ
苟合妥協シテ居ルト云フヤウナ意見ガア
ル、又小池君カラモ只今サウ云フヤウナ事
ヲ聞イテ居リマス、斯ウ云フ際デアリマス
ノデ、私共モ其點ヲ心配致シ、過日關稅ノ
委員會ニ於キマシテモ商工大臣ニ特ニ其點
ヲ伺クタノデアリマス、即チ此案ハ政友會ノ
内閣當時ニ出發シテ居リマセウガ、造り上
ゲマシタノハ中島商工大臣デアル、サウシ
テ之ヲ賛成ヲ致シテ法律案ニスルノガ吾々
デアル、政友會デアリ、民政黨デアル、此
政友會、民政黨方財閥ノ走狗トナッテ居ルト
云フヤウナコトヲ言ハレルノハ、アナタノ
ヤウナ政黨ニ關係ノナイ人ガノコヽ出テ
來テ、サウシテ吾々ソレヲ押付ケルト云
フコトハ、ドウモ一向友達甲斐モナイデヤ
ナイカト云フヤウナ愚痴マデモ零シタヤウ
ナ譯デアリマスガ、大臣ハイヤ決シテサウ
デナイ、自分モ長ク財界ニ居テ其實情モ
能ク知ツテ居ル、決シテ自分モ財閥ノ走狗デ
ハナイ、自分トシテソンナ事ヲ認メル譯ヂ
ヤナイ、全然サウ云フコトハ無イノデアル、
誠心誠意ヲ以テ此鐵工業ノ樹立ヲシテ行カ
ナケレバナラスト思ツテ居ル、自分モ長ク合
理局ニモ居ツテ、多少ハ學識、經驗、知識ヲ
持ツテ居ル積リデアル、其故ニ行政官トシテ
ノ今日ノ地位ニ立タノデアルカラ、此機會
シタノデ、ソレデ私共モ始メテ安心ヲシテ、

先づ此儘贊成シヨウカト云フヤウナ今日ノ空氣ニナシテ居ルノデアリマス、小池君ハ御見エニナラヌヤウデアリマスガ、ドウカ其ノ點ハ能ク御諒承ヲ願ヒタイト思フ次第アリマス、尙ホ木材關稅、其他色々品目ニヨリマシテノ意見モ澤山アリマスガ、委員長ノ御報告モ十分デアリマシタシ、又武田君ノ御演説モ大分長ク、或ハ無產黨ノ反對意見ノ中ニモ盡サレタ點モアルヤウナ譯デアリマスカラ、私ハ以上ノ理由ヲ述べマシテ、民政黨ノ贊成ノ意見ヲ代表シテ議場ニ御紹介申上ゲ、且ツ最後ニ臨ミマシテ中島商工大臣ニ特ニ此點ヲ御頗致シテ置キタイト思フ、ソレハ全ク此銑鐵關稅ノ問題ハ天下注視ノ的トナシテ居ル、正ニ是ハナシテ居ル、故ニ先程ノ委員會ニ於キマシテノ御聲明、必ラズ之ヲ整理合図ニ導クト云フ此事ハ、アナタノ洵ニ重厚ナル御人格カラ出發シテモ、亦非常特別内閣デアル此内閣ノ使命力カラ考ヘテモ、ドウシテモ之ヲ次ノ議會ニ此處デ御目ニ懸ル時マデニハ、少クトモ或ル形ニ於テ議場ニ示サレルト云フコトガ、アナタガ吾々政黨人ニ對シ、吾々衆議院ニ對シテ責任ヲ持ツ所以デアルト私ハ信ズル、故ニ此點ハ諄イヤウデアリマスガ、念ヲ押シテ御願致シテ置キマシテ、之ヲ以テ贊成演説ヲ終ル次第アリマス

○上田孝吉君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開 カレンコトヲ望ミマス	○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議 アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ	〔異議ナシ〕ノ聲起ル
關稅定率法中改正法律案 第二讀會 輸入稅ノ從量稅率ニ關スル法律案 第二讀會	○議長(秋田清君) 別ニ御異議モアリマセ ヌカラ兩案トモ委員長報告通り決シマシタ、 是ニテ兩案ノ第二讀會ヲ終リマシタ
○上田孝吉君 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開 カレンコトヲ望ミマス	○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議 ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ	○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、 仍テ直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開キ、議案全 部ヲ議題ト致シマス
關稅定率法中改正法律案 第三讀會 輸入稅ノ從量稅率ニ關スル法律案 第三讀會	○議長(秋田清君) 採決致シマス、兩案ニ 賛成ノ諸君ハ起立
○議長(秋田清君) 起立者多數、仍テ兩案 共可決確定致シマシタ(拍手)次ニ遠洋漁業 獎勵法中改正正法律案ノ第二讀會ヲ開クヤ否 ヤヲ御諸リ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開 クニ御異議アリマセヌカ	(賛成者起立)

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○上田孝吉君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長ノ報告通り
可決セラレントラ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
仍テ直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議
題ト致シマス

第二讀會(確定議)

遠洋漁業獎勵法中改正法律案

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセ
ヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り可
決シタルコトヲ宣告致シマス

第一讀會(確定議)

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセ
ヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り可
決シタルコトヲ宣告致シマス

造幣局資金拂出ニ關スル法律案(政府
提出)

第一讀會(確定議)

造幣局資金拂出ニ關スル法律案

官報號外 昭和七年六月十一日 業議院議事速記録第七號 遠洋漁業獎勵法中改正法律案 第二讀會 造幣局資金拂出ニ關スル法律案 第一讀會

更スルノ緊急動議ヲ提出シ、直チニ本案ヲ
上程シ、其審議ヲ進メラレントラ望ミマス

○議長(秋田清君) 原君ノ動議ニ御異議ア
リマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
仍テ日程ハ變更セラレマシタ、即チ造幣局
資金拂出ニ關スル法律案ヲ議題ト致シマス

造幣局資金拂出ニ關スル法律案(政府
提出)

第一讀會(確定議)

造幣局資金拂出ニ關スル法律案

政府ハ造幣局資金トシテ保有スル銀地金
ノ内五萬貫ヲ限リ當該資金ヨリ之ヲ拂出
スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ拂出シタル銀地金ハ支
那在留邦人ノ事業復興資金トシテ貸付ク
ルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ拂出シタル銀地金ハ
拂出シノ日ヨリ五年以内ニ一般會計ノ負
擔ニ於テ之ヲ補填スベシ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(秋田清君) 本案ニ付テハ政府ヨリ
議院法第二十七條但書及第二十八條但書ノ
要求ガアリマス、仍テ本案ノ讀會竝ニ委員
付託ヲ省略スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 起立總員、仍テ本案ハ
全會一致可決致シマシタ——日程第二十八
乃至三十一ハ便宜上一括議題ト爲スニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○原惣兵衛君 只今議席ニ配付セラレマン
タル政府提出造幣局資金拂出ニ關スル法律
案ハ、今既ノ事變ニ依リ支那各地ニ在住セ
ル邦人ニシテ損害ヲ蒙リ、現ニ何レモ極度
ノ窮迫ニ陥リ、事態靜觀ヲ許サザルモノガ
アルノデアリマス、仍テ此際議事日程ヲ變

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
仍テ動議ノ如ク決シマシタ

ニ依リマシテ、事業ノ經營ガ甚シク困難ニ
ナリ、又不能ニ陷リ、何レモ極度ノ窮迫ニ
瀕シテ居リマス、之ヲ此儘ニ放置シテ置キ
マシタナラバ、多年刻苦精勵シマシタ結
果、サウシテ漸ク築上ゲマシタ邦人ノ經濟
的地歩ガ破壊セラル、ノ虞レノ大ナルモノ
ガアリマス、仍テ政府ハ造幣局資金ト致シ
マシテ保有致シテ居リマスル所ノ銀ノ地金
五万貫、時價約五百万圓ヲ拂出シマシテ、
之ヲ前述ノ在支邦人事業ノ復興ノ爲ニ貸出
シテ、前項ノ規定ニ依リ拂出シタル銀地金ハ支
那在留邦人ノ事業復興資金トシテ貸付ク
ルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ拂出シタル銀地金ハ
拂出シノ日ヨリ五年以内ニ一般會計ノ負
擔ニ於テ之ヲ補填スベシ

○議長(秋田清君) 本案ニ對シテハ質疑ノ
通告モアリマセヌ、討論ノ通告モアリマセ
ヌ、仍テ直チニ採決ヲ致シマス、本案ニ賛
成ノ諸君ハ起立

〔贊成者起立〕

○議長(秋田清君) 起立總員、仍テ本案ハ
全會一致可決致シマシタ——日程第二十八
乃至三十一ハ便宜上一括議題ト爲スニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
仍テ日程第二十八、官公學獨立經營ニ關ス
ル建議案、日程第二十九、養蠶業組合ニ對
シ國庫助成金交付ニ關スル建議案、日程第
三十、織安定補償法制定ニ關スル建議案、
日程第三十一、養蠶應急資金償還期限延期
期、織絲業組合法實施ニ伴ヒ義ニ養蠶實行組
合竝各級養蠶業組合聯合會ノ成立ヲ見タ
リト雖之カ發達振興ヲ圖ルニハ技術員ノ
設置ニ俟タサルヘカラス然ルニ現今ノ如
ク織價ノ慘落ニ伴フ養蠶業者ノ經濟狀態
ハ是等各級組合ノ必須機關タル各般ノ事
業竝技術員ノ設置ニ頗ル困難ヲ感シツツ
アルノ現況ナリ斯クテハ折角ノ組合組織
モ豫期ノ活動ヘ到底望ミ得ヘカラサル

第二十九 養蠶業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第三十 織價安定補償法制定ニ關スル
建議案(加藤知正君外二名提出)

第三十一 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金償還期限延期期、織絲業組合法實施ニ
關スル建議案(加藤知正君外二名提出)

第三十二 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第三十三 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第三十四 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第三十五 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第三十六 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第三十七 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第三十八 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第三十九 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第四十 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第四十一 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第四十二 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第四十三 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第四十四 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第四十五 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第四十六 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第四十七 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第四十八 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第四十九 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

第五十 織絲業組合ニ對シ國庫助成
金交付ニ關スル建議案(加藤知正君)

果トナルヲ以テ政府ハ之ニ對シ相當ノ助成金ヲ交付シ以テ斯業ノ振興ヲ圖ラレムコトヲ望ム

右建議ス

繩價安定補償法制定ニ關スル建議案

繩價安定補償法制定ニ關スル建議案
蠶絲業力我國民經濟上將又國際貨借上如何ニ重要ナル使命ヲ有スルヤハ敢テ贊言ヲ要セサル所ニシテ繩價價格ノ維持安定ヲ計ルハ獨リ國內產業ノ發達上必要ナルノミナラス海外機業家ノ等シク要望スル所ニシテ喚聚ノ問題ナリ

殊ニ農村ノ疲弊困憊其ノ極ニ達シツツアル際繩價ノ不自然ナル暴落ヲ防キ安ムシテ養蠶業ニ從事スルヲ得シムル爲蠶絲業ノ根本的對策トシテ繩價補償法ノ制定ハ必須ノコトニ屬ス今ヤ我國養蠶業ハ新蠶出廻期ヲ目前ニ控ヘ其ノ窮状ヲ想ヘハス業ノ前途眞ニ憂慮ニ堪ヘサルモノアリ仍テ政府ハ速ニ繩價安定補償法ヲ制定實施セラレムコトヲ望ム

右建議ス

養蠶應急資金償還期限延期ニ關スル建議案

養蠶應急資金償還期限延期ニ關スル建議案
生絲貿易開始以來未曾有ノ繩價慘落ニ伴フ養蠶業者ノ窮状實ニ名狀スヘカラサルモノアリ爲ニ養蠶業者力曩ニ政府ヨリ融通ヲ仰キタル養蠶應急資金ノ償還ハ實ニ容易ナラサル狀態ナルヲ以テ政府ニ於テハ此ノ際之カ償還期限ノ延期ニ對シ特別ノ取計ヒアラムコトヲ望ム

右建議ス

○議長(秋田清君) 日程第二十九乃至第三

基キマシテ、蠶絲業ニ關係スル所ノ各種ノ

下谷次君

團體ガ組織セラレタノデアリマス、就中養蠶業ニ關係致ス所ノ組合ヲ見マスルト云フ

定ノ趣旨ニ基キマシテ此際特ニ各組合ニ對シ技術者ヲ入レ得ルヤウニ國庫ヨリ助成金ノ交付アランコトヲ切ニ希望スル次第ア

○山下谷次君 簡單デゴザイマスカラ、自席デ説明致スコトノ御許シヲ願ヒマス

ト、府縣養蠶業組合聯合會ハ三十五府縣ニ瓦リ、郡市養蠶業組合ハ四百四十七ニ達シ

リマス、是ガ本建議案ノ趣旨デアルノデゴザイマス

○議長(秋田清君) 許可致シマス

レマシテ以來、官民共ノ盡力ニ依リマシテ教育ガ非常ニ盛ニナリマシテ、ドチラカト申シマスト盛ニナリ過ギタ位デアリマス、

株ニ私學ノ發達ガ甚シヤウデアリマスガ、此時ニ當リマシテ財政困難ノ際ニ官學及公學ノ一部ヲ私學ニ移スト云フコトハ、

最モ時宜ヲ得タモノデアルト思フ、尙且ツドノ内閣ニ於キマシテモ、教育ノ根本改善

ヲ唱ヘマシタケレドモ、未ダ曾テ實行セラレタコトハナノデアリマス、私共ハ此際

所謂官公學ヲ私營ニ移スト云フコトハ總テノ問題ヲ解決スル所ノ捷徑デアルト思フノデアリマス、ドウカ滿場ノ御同意ヲ得マシテ、此問題ニ御賛成アランコトヲ切ニ希望スル次第アリマス

○議長(秋田清君) 日程第二十九乃至第三

右建議ス

(加藤知正君登壇)

十一、提出者加藤知正君

○加藤知正君 諸君、私ハ養蠶組合ニ對シ

國庫助成ニ關スル建議案カラ趣旨辯明ヲ致シマス、去ル昭和四年末以來我國ノ蠶絲業ハ未曾有ノ難關ニ遭遇致シテ居ルノデアリマス、此難關ヲ突破致シマスルノニハ種々ノ方法ガアルノデアリマセウケレドモ、就中團體統制ノ威力ヲ以テ之ヲ突破スルノガ

一番最善最良ノ方法デアリマスルノデ、去ル五十九議會ニ對シ政府ハ特に蠶絲業組合法案ヲ提案セラレ、滿場一致ヲ以テ是方通

過致シタノデアリマス、爾來此蠶絲業法ニ

ノデゴザイマス、故ニ政府ハ蠶絲業組合制

度居リマス、而シテ養蠶實行組合ノ組織數

ハ、今ヤ二万五千三百五十七ノ多キヲ算シテ居ルノデゴザイマス、若シ夫レ是等ノ組合ガ大活動ヲ致シマシタナラバ、米國財界

ノ不況何カアラン、人造絹絲ノ發達亦惧ルニ足ラズト申上げタイノデアリマス、併シ遺憾ナガラ是ノ組合ガ未ダ意ノ如ク活動スルコトガ出來ナイト云フヤウナ狀態ニ

在ルノデアリマス、之ニハ種々ノ原因モアリマスケレドモ、大抵ノ組合ニ其中心人物トナフテ動ク者ガ居ナイト云フコトガ最大ノ

原因ヲ成シテ居ルノデアリマス、所ガ其中心人物ヲ得ルト云フコトガ中々容易デナイ

ノデアリマス、之ヲ以テ其中心人物ニ當ルベキ所ノ技術者ヲ各組合ニ入レ、一面ニハ技術ノ指導ヲナサシメ、他面ニハ組合統制ノ任ニ當ラシムルト云フコトガ一舉兩得

デアルノデアリマシテ、此技術者ニ依シテ組合ナルモノガ立派ニ活キテ動クコトガ出来

ルト云フコトハ、是迄ノ實績ニ徴シテモ明ナル所デアリマス、故ニ吾々ハ此各種ノ組合ガ組織セラル、ト同時ニ、其組合ニ技術者ヲ入レルト云フコトガ今日ノ急務デアル

ト信ズルノデアリマス、併ナガラ殘念ナガルモノガ、本建議案ノ趣旨デゴザイマス

シテ、一日モ速ニ養蠶業者ガ安心シテ其業ノ米穀法ノ如ク、繩ニ對シマシテモ一ツノ繩價補償法ト云フヤウナモノヲ制定セラレマ

ゴザイマス、即チ霜害救濟資金デアルトカ、或ハ養蠶應

急資金ト云フヤウナ名目ノ下ニ、政府カラ

支出セラル、コトニナッテ居ル金額ハ、一億

七千万圓以上ニ達シテ居ルノデアリマス、

併ナガラ實際今日迄ニ養蠶業者ノ借受ケマ

シタ所ノ金額ハ一億四千万圓餘ニナッテ居ル

ノデアリマス、而シテ其内償還セラレマシ

タ所ノ低利資金ハ漸ク七千七百万圓ニ過ギ

ナイノデゴザイマシテ、今尙ホ六千三百万

圓カラ未償還トナッテ居ルノデゴザイマ

ス、尤モ其償還期限ハ一年、三年、五年、

七年、十年、二十年ト云フヤウナ工合ニ

ナッテハ居リマスケレドモ、其中一箇年償還

期限ノモノガ最モ多額ヲ占メ、而モ償還期

限ニ迫テ居ルモノモ多イノデアリマスガ、

先刻申上ゲタヤウナ狀態デ、今ヤ養蠶業者

ハ是ガ償還ニ付テハ非常ニ困ツテ居ルノデ

ゴザイマス、即チ繭安ノ爲ニ啻ニ子供ノ教

育ガ出來ナイバカリデハナク、公租、公課

サヘモ納メ兼ルト云フヤウナ次第、中ニハ

飢餓線上ニ迷ウテ居ル者モ尠カラザルノデ

ゴザイマシテ、是等ノ低利資金ノ償還期

ガ來マシテモ、殆ド其償還能力ガナイト申

シマシテモ、決シテ過言デナイヤウナ狀態
ノ者ガ昨今殊ニ多イノデゴザイマスカラ、
此際政府ハ特別ノ取計ヲ以テ、其償還期限ノ
延長ヲ致サレタイト云フノガ本建議案ノ趣

旨デアルノデゴザイマス、冀クハ溝場諸君

ノ御賛成ヲ戴キタインデゴザイマス(拍手)

○議長(秋田清君) 各案トモ質疑ノ通告ハ

アリマセヌ

○上田孝吉君 日程第二十八ハ議長指名九

名ノ委員ニ、日程第二十九乃至第三十一ノ

三案ハ鷲野米太郎君外五名提出負債整理組

合法案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミ
マス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次回ノ議

事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ

是ニテ散會致シマス

午後四時二十一分散會

衆議院議事速記録第六號中正誤

頁段行誤

正

七七二四一高橋熊次郎君

青山憲三君

九一四一三アリマセヌカ

アリマセヌ

九四四二五仍テ相チニ

仍テ直チニ

九五三一五只今ニ相成リ

只今上程ニ相成リ

九五四三四所ノ地ハ

所ノ餘地ハ

九五一八第二讀會ハ

第二讀會ヲ

官報號外 昭和七年六月十一日 業議院議事速記錄第七號

一一一